

第2章 震後対策編

第2章 震後対策編

第1節 市町村実施本部業務マニュアル

第1 目的

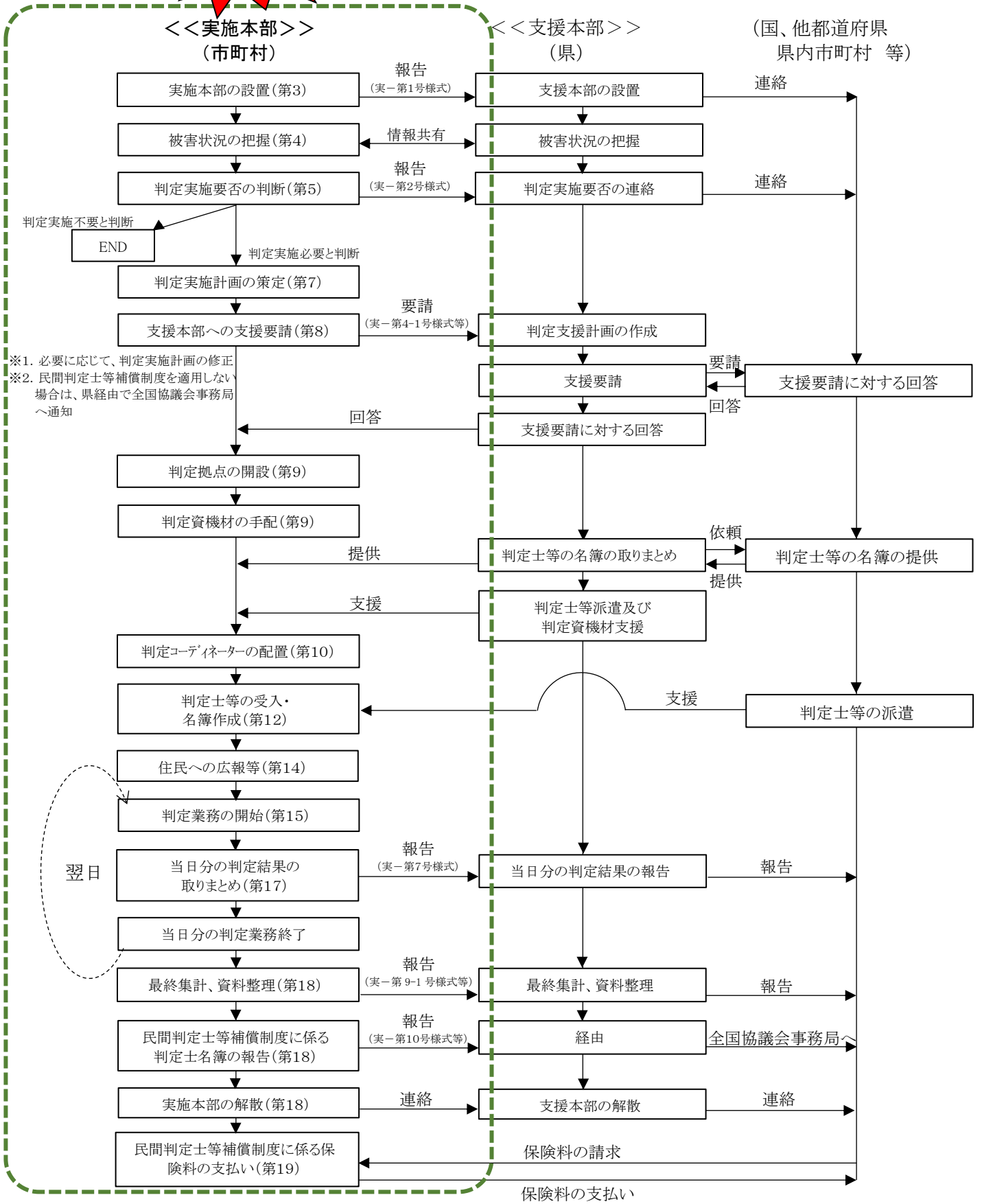
このマニュアルは、実施本部の業務等をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2 実施本部の業務

実施本部の業務は以下のとおりである。

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 実施本部の設置(第3による)
- ③ 被害状況の把握(第4による)
- ④ 判定実施要否の判断(第5による)
- ⑤ 要判定区域、判定実施区域等の検討及び決定(第6による)
- ⑥ 判定実施計画の策定(第7による)
- ⑦ 支援本部への支援要請(第8による)
- ⑧ 判定拠点の開設及び判定資機材の手配(第9による)
- ⑨ 判定コーディネーター及び判定士の配置(第10による)
- ⑩ 判定士等の輸送及び宿泊場所の手配等(第11による)
- ⑪ 判定士等の受入れ・名簿作成(第12による)
- ⑫ 判定調査方法等のガイダンス(第13による)
- ⑬ 住民への広報及び相談対応等(第14による)
- ⑭ 判定業務の開始(第15による)
- ⑮ 判定業務の中止(第16による)
- ⑯ 当日分の判定結果の取りまとめ及び報告(第17による)
- ⑰ 実施本部業務の終了(第18による)
- ⑱ 実施本部解散後の対応(第19による)

○フロー



※1. 必要に応じて、判定実施計画の修正
 ※2. 民間判定士等補償制度を適用しない場合は、県経由で全国協議会事務局へ通知

第3 実施本部の設置

市町村の応急危険度判定所管課(以下「判定所管課」という)の長は、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合又は実施本部を設置する必要があると判断した場合は実施本部を設置し、県建築住宅課(建築指導グループ)に実施本部を設置した旨を電話及び報告様式(実-第1号様式)で報告する。

【青森県県土整備部建築住宅課の連絡先】

電話番号:017-734-9693(ダイヤルイン) /017-722-1111(代表)内線6800

衛星電話:8-810-1-6800(県内からの場合)

衛星電話:002-801-810-1-6800(県外からの場合)

FAX 番号:017-734-8197

E-mail:kenju@pref.aomori.lg.jp

【解説】

A あらかじめ定められた震度以上の地震について

地震発生直後は被害状況等の収集が困難になる可能性が高く、市町村職員各自が情報収集を行って個別に判断した場合、混乱を招く可能性があることから、実施本部を立ち上げる地震の規模(震度)をあらかじめ各市町村において定めることとする。なお、実施本部を立ち上げる地震の規模を設定した際には、県建築住宅課へ情報提供するものとする。

B 県建築住宅課では、勤務時間外に県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、応急対策要員が登庁することとしている。

C 実施本部が設置された場合、県は支援本部を立ち上げることとしている。(「県支援本部業務マニュアル」参照)

第4 被害状況の把握

実施本部は、次の情報源等から被害状況に関する情報を収集する。

- ① 職員による情報収集
- ② 災害対策本部からの情報
- ③ 消防防災部局からの情報
- ④ 警察からの情報
- ⑤ 県からの情報
- ⑥ 国土交通省からの情報
- ⑦ テレビ・ラジオ等の報道機関からの情報
- ⑧ 住民からの通報
- ⑨ その他

第5 判定実施要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず災害対策本部に報

告する。併せて、支援本部に報告(実一第2号様式)する。

- 4 実施本部長は、判定を実施するにあたって、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要な人員を配置する。

【解説】

A 判定実施の要否の判断について

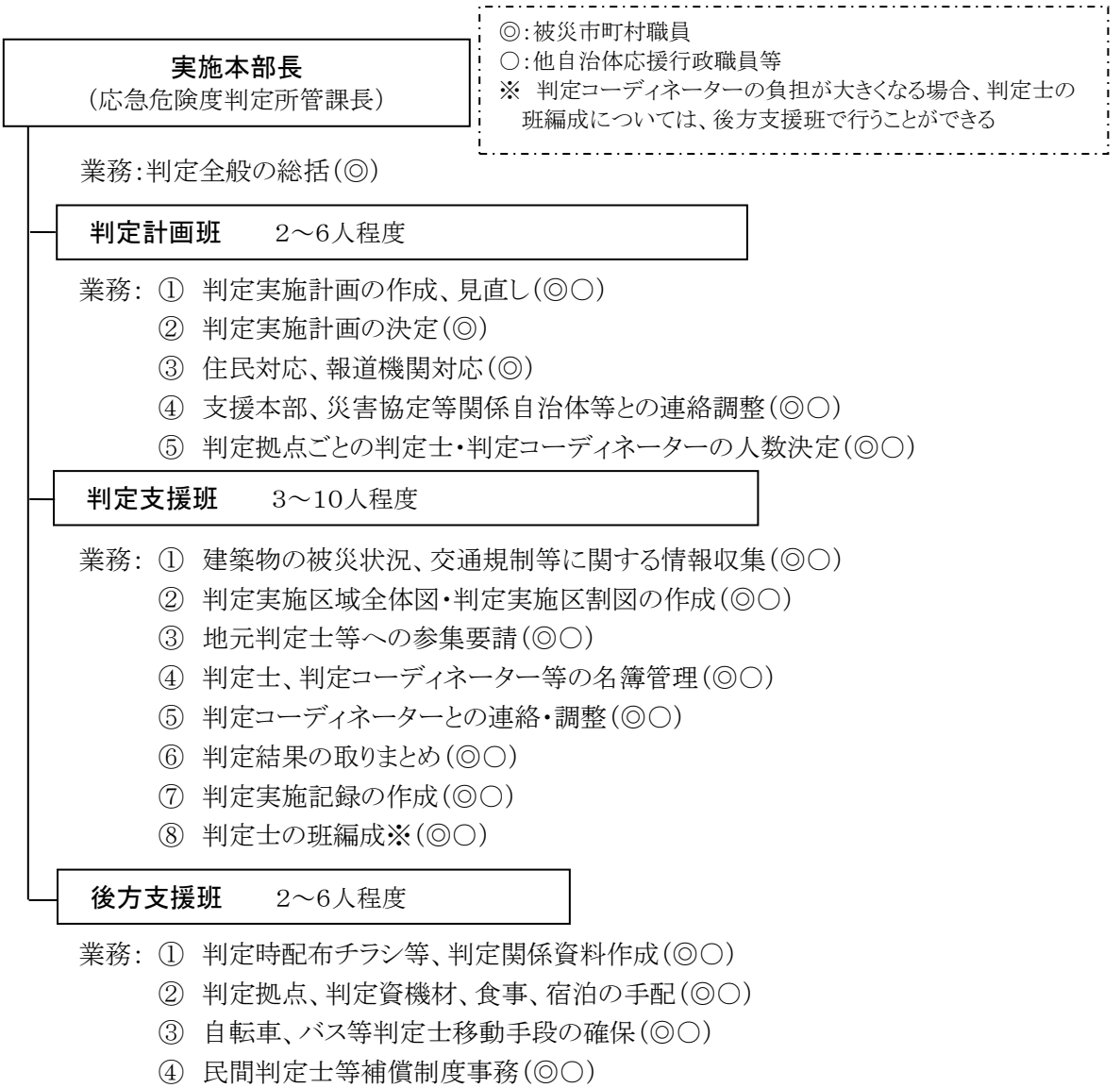
災害関連の様々な業務を担う災害対策本部長に判定実施の要否の判断を求めると、意思決定に時間を要し、迅速な実施が求められる本制度の趣旨になじまないことから、原則、震度に応じて判定実施の要否を決定する。また、原則以外の場合についても、実施本部長の判断に基づいて、実施の要否を決定する。

B 全国で発生した過去の地震の被災状況を踏まえて、震度6弱以上の地震が発生した場合、原則として判定を実施することとする。なお、被害状況の情報を参考に、震度6弱以上の地震が発生した場合であっても、判定を実施しないことも可能である。また、震度5強以下の場合であっても、被害の状況に応じて、判定を実施することが可能である。

C 実施本部長は、実施本部の業務を分担するため担当班を組織する。

次に業務分担の班体制を例示する。 ※あらかじめ担当班を設定しておくことが望ましい。

○実施本部体制の例



第6 要判定区域、判定実施区域等の検討及び決定

実施本部は、被害情報等をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域(以下「要判定区域」という。)を設定した上で、当該区域内の推定判定対象棟数から必要な判定士数及び判定コーディネーター数を算出する。

【解説】

- A 要判定区域は、震前に想定した被害想定(※)、職員による情報収集や災害対策本部からの情報、住民からの通報などの被害情報をもとに定める。ただし、発災初期は被害情報が限られることから、ある程度の推定を交えて区域設定を行うことになるが、情報量の増加に伴い、被害全体像が判明していく過程で、適宜見直していく必要がある。
- ※発災直後に判定が必要となる被災建築物の棟数を把握することは困難であるため地域防災計画等の被害想定による棟数、世帯数及び建築物の固定資産税台帳等を参考に、市町村内の町丁目ごとに、旧耐震基準の建築物数を把握しておくことが望ましい。これにより、判定実施区域決定後、直ちに判定対象棟数を算定する
- B 推定判定対象棟数は判定の必要があると見込まれる想定の数であって、実際の判定棟数ではない。震前に収集した各区域の建築物の状況を踏まえ、あらかじめ要判定区域ごとに見込みの棟数を決定しておくことで、実際に地震が発生した際、要判定区域を決定するだけで全体の推定判定対象棟数を算出することが可能となる。
- C 以下のような区域については、二次災害の危険性の有無により、判定の実施の要否を判断する。
- ① 次のような二次災害を起こす可能性がある施設がある区域
 - ・化学工場等
 - ・危険物貯蔵庫等
 - ・動物園等
 - ② がけの崩壊の可能性がある、二次災害の危険性が高い区域
 - ③ 周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
 - ④ 暴動が発生している区域
- D 要判定区域の設定は、必要判定士数の決定等に必要不可欠であり、応援判定士の要請の必要性にも関わることから、初回の判定実施に際しては、可及的すみやかに設定すること。
- E 要判定区域の設定は、被災状況の追加情報があった場合や、住民からの要望等により必要と判断した場合には、適宜、見直しを行い、応援判定士の要請人数も見直しを行うこと。
- F 判定実施区域については、震災後の情報に応じて適切に優先順位を定め、具体的実施スケジュールを定める必要があることから、細やかに対象区域を設定する必要がある。

第7 判定実施計画の策定

実施本部(判定計画班)は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画(実-第3号様式)を策定する。

- ① オペレーションタイプ ※判定の調査方法は、タイプAを標準とする。
 - タイプA:判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施
 - タイプB:所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施
- ② 判定実施区域、優先順位及び判定拠点
- ③ 対象となる建築物の用途規模
- ④ 判定実施期間

- ⑤ 必要判定士数
- ⑥ 応援判定士数
- ⑦ 必要判定コーディネーター数
- ⑧ 応援判定コーディネーター数
- ⑨ 判定コーディネーターの配置計画
- ⑩ 判定資機材の数量 など

【解説】

- A 実施本部(判定計画班)は、要判定区域から判定を実施する区域(以下「判定実施区域」という。)を決定し、判定の実施順位や判定スケジュール等を設定する。また、チーム(班)ごとに判定を実施するエリアを「判定実施区割図」として作成する。
次ページに判定実施区割図の設定を例示する。
- B 判定の調査方法は、タイプAを標準とし、必要に応じてタイプBを採用する。
なお、タイプBは、例えば、一定の判定が終了した後、住民からの要望等により実施されることを想定している。また、タイプBを実施する場合は、建築物への立入りにより危険が増大するため、その採用にあたっては慎重を期す。
- C ②について・・・病院、避難施設及び災害復旧道路に面する建築物等については、判定実施の優先度をあらかじめ決めておくことが望ましい。また、判定拠点の設置場所については、拠点となる施設(駐車場の有無など)、通信環境(電話、FAX、コピー機等。可能であれば電子メールが使える環境)、人員(判定支援班)などが確保される場合は、判定実施区域内又はその近隣で設置することが望ましい。
- D ③について・・・被害の状況等を勘案し、判定の対象となる建築物の用途・規模を決定する。
- E ④⑤⑥について・・・判定実施期間10日間、判定士1チーム15棟/日(※冬期間は10棟/日)、判定士の連続稼働日数3日間を基準に算出する。

○判定士の算出例

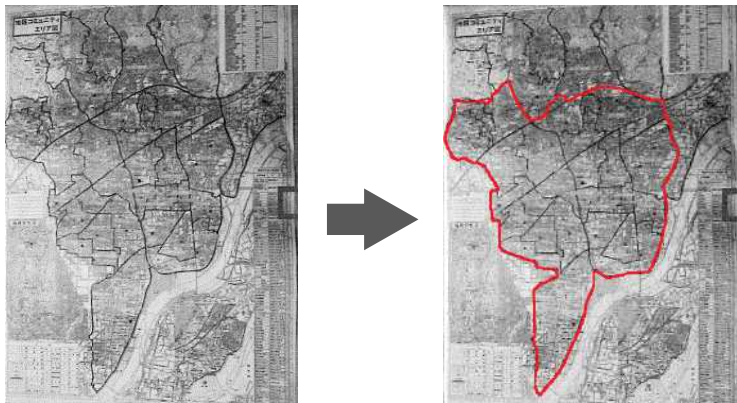
判定棟数8,000棟、判定実施期間10日間、判定士1チーム15棟/日、判定士の連続稼働日数3日間で算出。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	合計
✓ 10日間で判定を実施する											
✓ 1日の判定棟数…①(棟)	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	8,000
✓ 1日に必要なチーム数 ①/15(棟/日)…②(チーム)	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	540
✓ 1日の活動に必要な人数 ②*2人…③(人)	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	1,080
✓ 3日間に必要な判定士数 ※活動に参加するのは1回(3日間)として試算	108		108			108			108	432	

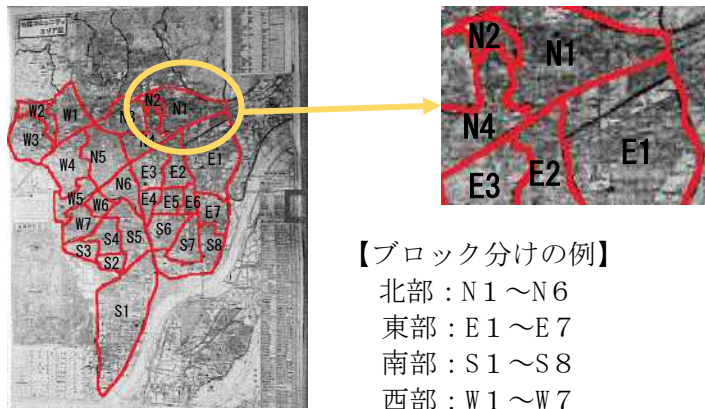
- F ⑦⑧・・・判定コーディネーターは、判定士100名につき1名配置するよう算出する。
- G 余震等により判定実施計画に変更が必要な場合は、適宜、判定実施計画を変更する。

○判定実施区割図の設定例

ステップ1・・・都市計画図等を用いて、震前の被害想定や被害情報等から判定実施区域を設定する。

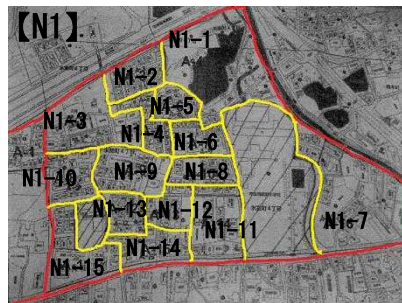


ステップ2・・・判定実施区域をブロック分けする。



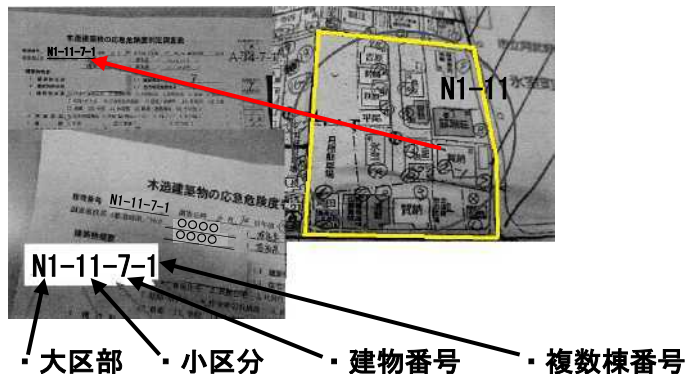
【ブロック分けの例】
 北部：N1～N6
 東部：E1～E7
 南部：S1～S8
 西部：W1～W7

ステップ3・・・住宅地図等を用いて、チーム(班)ごとに判定を実施するエリアを区割りする。



【区割りの例】
 ①ステップ2でブロック分けしたエリアについて、1チーム15棟/日(※)を目安に区割りする。 ※冬期間は10棟/日
 ②左記の例では、N1の後ろに「-1」等を附して管理している。

参考・・・判定調査表中の「整理番号」への記載方法



H 標準判定資機材の一覧表

区分	判定資機材	準備者			備 品
		依頼側	派遣側	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル (判定士手帳)		○		協議会、建築防災協会での検 討
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具(ビニール合羽)※			○	
	防寒具(ジャンパー、ミカド)※			○	
	水筒※			○	
マスク※			○		
B	バインダー(台紙)	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー(打診器)		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス(方位磁石)			○	

注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。

区分 A: 応急危険度判定時に最低必要なもの

B: 判定時にあった方がよいもの

C: 判定時にできればあると便利なもの

第8 支援本部への支援要請

実施本部長は、当該市町村だけでは応急危険度判定の運営が困難であると判断した場合は、支援本部長に対し、判定士、判定コーディネーター、実施本部員の派遣及び判定資機材等の支援要請(実-第4-1号様式、実-第4-2号様式及び実-第4-3号様式)を行う。

なお、実施本部長は、判定実施計画の変更等により、支援要請の内容に変更が生じた場合は、支援本部長に対して、変更の支援要請を行うものとする。

【解説】

A 応援判定士等の確保及び派遣にあたっては、移動のための日数も考慮する必要があるため、実施本部(判定計画班)は、可能な限り早期に、支援本部に対する支援要請を行う必要がある。

B 知事会、姉妹都市等の災害協定等に基づく応援職員の派遣を受ける場合は、独自の指示系統に基づく判定実施によって全体の判定実施計画との齟齬をきたし、混乱を招きかねないことから、原則実

第1節 市町村実施本部業務マニュアル

施本部員に充てることとする。また、これらの応援職員の派遣を受けた場合は、その支援内容について支援本部に連絡する。

- C 応援判定士等の輸送ルートに関する被害情報等についても把握し、支援要請の際に情報提供する必要がある。
- D 実施本部(判定計画班)は、支援要請後も現地の被災状況を支援本部に随時報告し、すみやかな支援を求める。

第9 判定拠点の開設及び判定資機材の手配

実施本部(後方支援班)は、判定実施計画に基づき、判定拠点を開設し、必要な数量の判定資機材を判定拠点へ輸送する。

【解説】

判定拠点の設置場所については、拠点となる施設(駐車場の有無など)、通信環境(電話、FAX、コピー機等。可能であれば電子メールが使える環境)、人員(判定支援班)などが確保される場合は、判定実施区域内又はその近隣で設置することが望ましい。(再掲)

また、実施本部(後方支援班)は、判定拠点に判定資機材を輸送する手段・ルート等を確保する。

第10 判定コーディネーター及び判定士の配置

- 1 実施本部(判定支援班)は、判定実施計画に基づき、判定コーディネーターを配置する。
- 2 実施本部(判定支援班)は、判定実施区域における必要な判定士人数に応じた判定士を配置する。
- 3 実施本部(判定支援班)は、判定コーディネーターにチーム及び班の編成を行わせる。

【解説】

A 班編成は、派遣された応援都道府県(応援市町村)ごとを基本とし、現地の情報と直結している判定コーディネーターが行うことを原則とする。また、判定士の班編成を夜間に行わざるを得ない場合や判定コーディネーターの負担が大きくなる場合は実施本部において班編成を行うなど、実施本部(判定支援班)が判定コーディネーターを支援する場合も想定される。

B 判定コーディネーターの業務内容は「判定コーディネーター業務マニュアル」による。

第11 判定士等の輸送及び宿泊場所の手配等

- 1 実施本部(後方支援班)は、参集した判定士等について、判定拠点や判定区域への輸送手段を確保する。
- 2 実施本部(後方支援班)は、判定士等の宿泊場所の確保及び食料の準備等を行う。
- 3 実施本部(判定計画班)は、第1項及び第2項に関する情報を取りまとめ、実施本部(後方支援班)だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に支援要請(実-第4-1号様式、実-第4-2号様式及び実-第4-3号様式)を行う。

【解説】

A 判定士等の輸送手段としては、タクシー借り上げ、公用車の利用、交通局との連携による営業バスの借り上げ、レンタサイクルの利用などが想定される。特に、平成28年に発生した熊本地震においては、大勢の判定士等の輸送に関して借り上げた営業バスの利用が有効であった。判定士等自ら

- 家用車等で参集する場合もあるが、実施本部(後方支援班)が積極的に準備を行うことが必要である。
- B 判定士は3日間程度の判定を自己完結で活動できる装備を準備することを基本とするが、準備不足の判定士への備えを行う必要がある。
- C 宿泊場所の確保については、実施本部(後方支援班)は可能な範囲内で対応することとし、対応が困難な場合は、すみやかに支援本部へ連絡する。なお、実施本部(後方支援班)が確保した宿泊先に宿泊しない判定士等がいる場合は、実施本部(判定支援班)が、その宿泊先と連絡先を確認しておく。
- D 応援都道府県からの応援判定士等の輸送等に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン」の負担区分等によりその費用を負担する。

第12 判定士等の受入れ・名簿作成

- 1 実施本部(判定支援班)は、支援本部から提供のあった応援判定士等の名簿をもとに、参集した判定士等の受入れを行い、公務員及び民間に区分して名簿(実-第5-1号様式及び実-第5-2号様式)を作成する。
- 2 実施本部(判定支援班)は、応援判定士等の数や支援要請した判定資機材等に不足が確認された場合は、その内容についてすみやかに支援本部に連絡し、追加の支援を要請する。
- 3 実施本部(後方支援班)は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度(以下「民間判定士等補償制度」という。)を適用しない場合は、判定業務の実施の前日までに、支援本部を経由して全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局へ通知(実-第6号様式)する。

【解説】

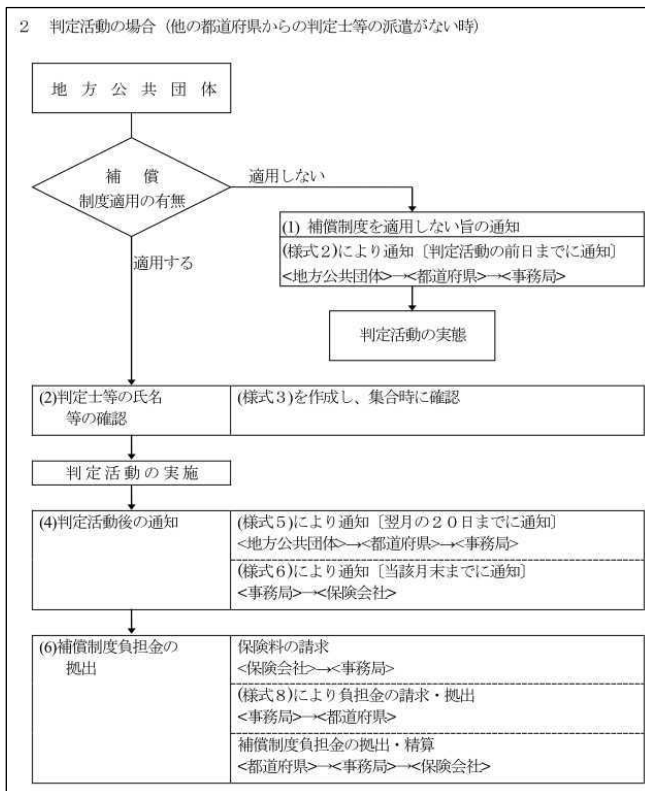
- A 応援判定士等については、参集状況を適切に把握する必要があるため、応援判定士等が実施本部又は判定拠点に到着した際は、まず、名簿への記載を行う。なお、公務員判定士等と民間員判定士等は、区分して名簿を作成する。
- B 応援判定士等が到着した際、①応援判定士等の名簿、②判定資機材及びリストを携行するため、要請した支援内容との照合を行うとともに、差異がある場合、実施本部(判定計画班)は、支援本部に最新の情報を伝えることが必要である。
- C 民間判定士等については、原則として民間判定士等補償制度を適用するものとし、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアルに基づき、全国協議会事務局(経由:支援本部)に判定士名簿の提出などの事務を行う。なお、被災市町村が当該補償制度を適用しない旨の通知をしない限り、自動的に保険は適用される。

○補償制度の概要

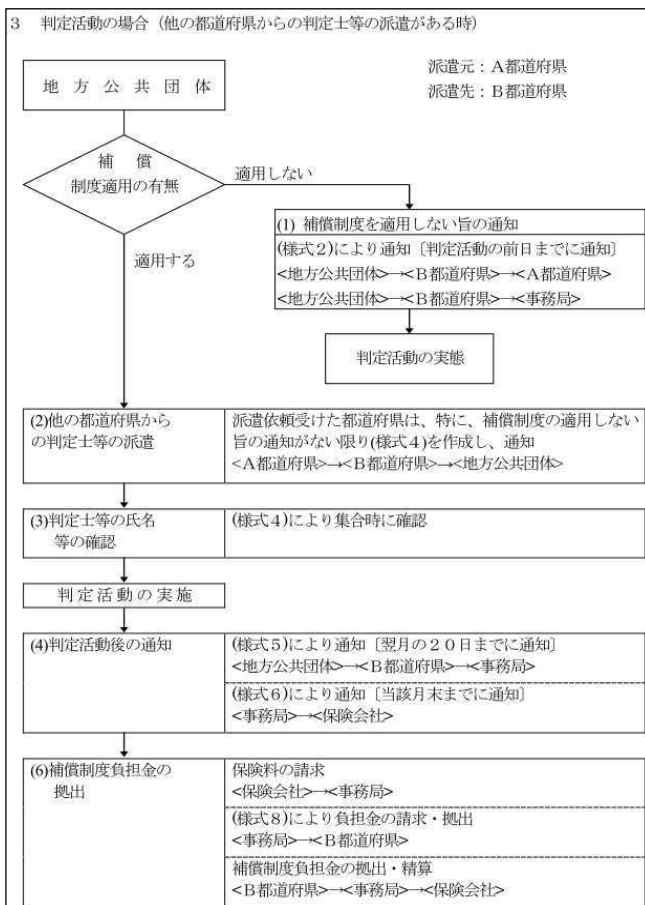
第2章 訓練活動中 の傷害担保条項	行事参加者傷害保険	
	保険金額：死亡	2,000万円
	後遺障害	2,000万円(上限)
	入院	5,000円(日額)
	通院	3,000円(日額)
第3章 判定活動中 の傷害担保条項	国内旅行傷害保険	
	※被保険者が、判定作業従事者の目的をもって自宅もしくは職場を出発したときから自宅もしくは職場に帰着したときまでの間	
	保険金額：死亡	2,000万円
	後遺障害	2,000万円(上限)
	入院	5,000円(日額)
	通院	3,000円(日額)
第4章 賠償責任担保条項	施設賠償責任保険	
	支払限度額：1億円(対人・対物賠償共通) 免責金額：なし	

○全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度のフロー

注) 記載の様式番号は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領の様式番号であり、青森県被災建築物業務マニュアルと整合していません。



注) 保険料の請求先・支払いは民間判定士等を活用した市町村



注) 保険料の請求先・支払いは民間判定士等を活用した市町村

第13 判定調査方法等のガイダンス

実施本部(判定支援班)は、判定業務の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを判定コーディネーターに行わせる。

【解説】

判定業務は、判定士にとっても日常の業務とは異なるので、判定レベルの統一化を図るために、判定業務に先立ち、判定コーディネーターは、判定士に対し、具体的な判定方法、判定調査表の記入方法等についてガイダンスを行う。

第14 住民への広報及び相談対応等

- 1 実施本部(判定計画班)は、ホームページや防災無線、報道機関へ投げ込みなどを活用して、住民に対し応急危険度判定制度の内容や判定の実施状況等について広報を行う。
- 2 実施本部(判定計画班)は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

【解説】

A 判定実施区域及び被災地の住民にとって、避難活動の一助となる判定は重要な意味を持つため、実施本部(判定計画班)は、判定実施について住民の理解を得られるように努める必要がある。そのためには、判定実施開始時期に必要な広報を行い、実施中も必要に応じて広報活動を行うことが有効である。

B 特に、応急危険度判定と「被災度区分判定」や、り災証明交付のための「住家被害認定調査」は、混同されることが多いので、これらの違いについての広報は重要であり、判定士も判定中における住民の理解を得るために、判定業務を説明したパンフレット(※「付録」参照)を持参し、必要に応じて配付する必要がある。

【参考:り災証明】

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するもの。

り災証明交付のための「住家被害認定調査」は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度(全壊、半壊等)を明らかにするもの。

C 避難所やホームページ等において、応急危険度判定の実施に関する情報を掲示し、住民にわかり易い形で情報提供する。

D 応急危険度判定の実施に関する情報は、以下を基本とする。

- ① 判定の開始日時
- ② 判定の実施予定期間
- ③ 判定の実施予定区域
- ④ 判定に関する問い合わせ窓口 など

第15 判定業務の開始

実施本部(判定支援班)は、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

【解説】

判定業務開始後も、余震等により新たに発生した被害を含む被害増大に対応した判定区域の見直しを行い、判定実施済区域の再判定等の検討を行う。

第16 判定業務の中止

- 1 実施本部(判定計画班)は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は、判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。なお、中止の判断は、支援本部又は判定コーディネーターの意見を参考に決定することができる。
- 2 実施本部(判定計画班)は、判定業務の中止を決定したときは、支援本部にすみやかに報告する。

【解説】

- A 実施本部(判定計画班)は、気象情報等を収集し、大雨や暴風等により判定業務を行う上で判定士等の生命又は身体に危険が生じるおそれがある時は、判定拠点の判定コーディネーターから状況の報告を求めて、必要に応じて判定業務の中止を判断する。
- B 判定コーディネーターに対して意見を求める場合は、現地の気象状況や、現地で活動している判定士等の意見を踏まえて回答を行うよう要請する。

第17 当日分の判定結果の取りまとめ及び報告

- 1 実施本部(判定支援班)は、各判定コーディネーターから報告のあった当日分の判定結果(判コー第4号様式、各班の判コー第3-1号様式及び各班の判コー第3-2号様式)を取りまとめ、災害対策本部及び支援本部に報告(実一第7号様式)する。
- 2 実施本部長は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。
- 3 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。
- 4 判定士等が事故にあった場合は、災害対策本部及び支援本部に報告する。また、民間判定士等補償制度を適用している場合は、支援本部を経由して全国被災建築物応急危険度判定協議会へ通知(実一第8号様式)する。

【解説】

- A 実施本部(判定計画班)は、当日分の判定結果を取りまとめ、必要があれば翌日以降の判定実施計画を見直す。
- B 実施本部(判定計画班)は、判定に併せて周辺地盤等の危険情報を得た場合は、その結果を被災宅地危険度判定実施本部への引継ぎを行う。
- C 実施本部長は、再調査等の結果を受け、特に危険と認めた被災建築物に対しては、災害対策基本法第63条(市町村長の警戒区域設定権等)に基づく措置(立入禁止ロープの設置、使用禁止の標識設置等の警戒区域への立ち入り制限措置)を災害対策本部長に要請する。

第18 実施本部業務の終了

- 1 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく判定実施区域内の判定が終了した時点とす

- る。
- 2 実施本部(判定支援班)は、判定結果の最終集計及び資料の整理を行う。
- 3 実施本部(判定計画班)は、最終集計された判定結果を災害対策本部及び支援本部に報告(実-第9-1号様式、実-第9-2号様式、実-第9-3号様式及び実-第9-4号様式)する。
- 4 実施本部(後方支援班)は、判定業務に従事した判定士等の名簿を支援本部に報告(実-第5-1号様式、民間判定士等補償制度を適用した民間判定士等が判定業務に従事した場合は実-第5-2号様式及び実-第10号様式)する。
- 5 実施本部長は、最終集計された判定結果を判定所管課へ引き継ぎ、実施本部を解散する。

【解説】

- A 判定業務は、判定実施計画に基づく判定実施区域の判定を終えた時点で判定実施の終了となるが、実施本部(判定計画班)は、あらかじめ実施本部業務の終了時期を住民に広報しておく必要がある。また、判定の進捗状況によっては判定実施計画に定める実施期間を短縮することも検討する。
- B 発災後、10日間程度で実施本部業務を終了することを目安とするが、必要に応じて継続する。ただし、判定が長期化した場合に、り災証明の交付のための「住家被害認定調査」等と実施時期が重複すると混乱を生じやすいため、被害認定調査等の開始時期などを参考として、適宜判定を終了する。
- C 判定結果は、判定実施日ごとに集計され災害対策本部に報告されるが、判定実施の終了時点においては全体を最終集計し、以下の資料を作成して災害対策本部及び支援本部に提出する。
なお、資料の保存については、今後に備えて、各実施本部が判断して行う。
- ① 判定結果集計表(実-第9-2号様式及び実-第9-3号様式)
 - ② 判定実施区域図(実-第9-4号様式)
 - ③ その他資料
- D 判定は、余震等による二次災害防止のために実施されることを考えると、余震の発生がなくなることを確認して解散することも考えられるが、大規模な地震の場合は余震の発生時期が数年後まで続くなど長期化することもあり、余震が起これなくなる時期を特定することは現実的に不可能であるため、判定実施計画に基づく一連の判定を終了した後、業務引き継ぎを終えた時点をもって実施本部の解散とする。

第19 実施本部解散後の対応

- 1 判定所管課は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。
- 2 判定所管課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。
- 3 判定結果等の関連資料等の保管は、判定所管課が行うものとする。
- 4 判定所管課は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心がける。
- 5 民間判定士等が判定業務に従事し、民間判定士等補償制度を適用した場合は、後日、全国協議会の事務局より当該補償制度の保険料の請求があるため保険料の支払いを行う。

【解説】

- A 判定所管課は災害対策本部と連携して、判定結果への問い合わせ等住民からの相談に応じる窓口を設置し、判定結果のフォローに必要な措置をとる。
- B 建築の専門家ができるだけ早い時点で住民の相談等に応じることができれば被災者の精神的安定

に大きく寄与するため、以下について建築関係団体等と調整し、すみやかに復旧のための相談窓口の設置等について検討する必要がある。

- ① 被災度区分判定実施の指導
 - ② 復旧のための相談
 - ③ その他
- C 判定終了後、ボランティア活動に従事した者へのメンタル・ヘルスケアの必要性が報告されており、防災担当所管部署と協議し、判定実施後にこの体制整備も合わせて検討しておく必要がある。
- D 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に係る保険料について

当該補償制度の保険料は、原則として応急危険度判定の実施市町村が負担するものとする。

なお、県は、発災後、市町村が迅速に当該補償制度を利用することができるよう平成10年に当初負担金(30万円)を拠出している。この当初負担金は、災害があった場合に一時的に民間判定士に保険を適用させるため、47都道府県が当初負担金を全国協議会の事務局である(一社)日本建築防災協会へ拠出しているものであり、これを用いて民間判定士の保険を(一社)日本建築防災協会が掛けるためのものである。その後、応急危険度判定の実施市町村が実際に掛かった保険料を支払うものである。

※市町村は47都道府県が拠出した当初負担金を補填するようなイメージ、清算払いのようなイメージです。

○保険料の支払いについて

Q. 要領第7第2項について、市町村が直接負担金(保険料)を拠出することは可能か

A. 可能。(2018年11月、(一社)日本建築防災協会事務局長からの回答)

○保険料の額(「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度事務マニュアル」より)

5 保険料の額

保険料は、訓練及び判定活動に参加した全ての民間判定士等の人数に対して必要となるので、4の(2)の名簿を確実に作成すること。万一、記入漏れ、確認漏れがあった場合には、保険金の支払い等に支障が生じる恐れがあるので、注意が必要である。

なお、保険金の算定は次の算定式により行われる。(保険料は、傷害保険及び賠償責任保険が対象)

① 訓練活動時 = (様式3)に記載された人数 × 訓練単位^{*1}

- *1 訓練1回あたりの参加人数が3,000人以上 79円(ろ)
- 1,000人以上 83円(ろ)
- 500人以上 89円(ろ)
- 20人以上 92円(ろ)
- 1人以上 96円(ろ)

② 判定活動時 = [(様式3)に記載された人数 + A] × 判定活動時保険料算出表の金額(い)

A: 判定活動を目的に参集する途上についても補償制度の適用対象となるので集合場所に到着するまでの間に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加が確認された者については人数に加える。

判定活動時保険料算出表(い)(ろ)

	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
1名の保険料	1,013円	1,127円	1,254円

○保険料の積算例

【例1】

民間判定士Aの行程が

移動日(往路)	判定	移動日(帰路)
1日(1泊)	3日(3泊)	1日

と、4泊5日となる場合の保険料は、1,254 円となる。

【例2】

民間判定士Bが、自宅から毎日、判定拠点へ出向いて判定を3日間行う場合の保険料は、1,127 円となる。

【例3】

全体の保険料は、各判定士の行程毎に応じた保険料の合算でとなる。

例) 民間判定士Aの保険料 1,254 円 + 民間判定士Bの保険料 1,127 円 = 2,381 円

○応急危険度判定連絡様式（実施本部用）

様式番号		連絡票名
実－第1号		〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定 判定実施本部の設置について
実－第2号		〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定 判定実施の要否について
実－第3号		〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定 実施計画書
実－第4号 関係	実－第4－1号	〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定 支援要請書
	実－第4－2号	派遣依頼判定士等人数表
	実－第4－3号	必要判定資機材等数量表
実－第5号 関係	実－第5－1号	被災建築物応急危険度 公務員判定士等名簿
	実－第5－2号	被災建築物応急危険度 民間判定士等名簿
実－第6号		補償制度対象としない旨の通知書
実－第7号		〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定 判定結果報告書(月 日分)
実－第8号		事故発生通知書
実－第9号 関係	実－第9－1号	〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定 判定結果報告書(最終集計)
	実－第9－2号	判定結果集計表1
	実－第9－3号	判定結果集計表2
	実－第9－4号	判定結果集計表3
実－第10号		訓練活動及び判定活動状況通知書(その1)

実-第1号様式

**〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定
判定実施本部の設置について**

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

青森県判定支援本部長 あて
(青森県県土整備部建築住宅課長)

〇〇市・町・村判定実施本部長
(〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定担当課長)

年 月 日に発生した地震により、本〇〇市・町・村に被災建築物応急危険度判定の実施本部を設置したので報告します。

記

1 地震の規模

震度： _____

2 実施本部の設置場所

(1) 設置日時:	月	日	時	分	
(2) 設置場所:	(所在地)				

3 判定担当課

(1) 担当課名:	
(2) 電話番号:	
(3) FAX 番号:	

4 判定担当者

(1) 判定実施本部長 (判定担当課長)

①氏 名:	
②自宅電話番号:	
③携帯電話番号:	

(2) 担当者

①氏 名:	
②自宅電話番号:	
③携帯電話番号:	

【報告先】

青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
 電話番号：017-734-9693 (ダイヤルイン)
 017-722-1111 (代表) 内線6800
 FAX 番号：017-734-8197
 E-mail：kenju@pref.aomori.lg.jp

実-第2号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定
判定実施の要否について

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

青森県判定支援本部長 あて
(青森県県土整備部建築住宅課長)

〇〇市・町・村判定実施本部長
(〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定担当課長)

年 月 日に発生した地震について、下記のとおり被災建築物応急危険度判定の実施の要否を報告します。

記

- 1 被災建築物応急危険度判定の実施の要否 (該当するものに○印)

✓実施する

✓実施しない

- 2 被災建築物応急危険度判定の実施の要否を宣言

年 月 日午前・午後 時に 実施すること・実施しないこと を宣言した。

- 3 具体的な被害状況 (※判定を実施しない場合も記載すること。)

--

注) 被害状況がわかる写真等を添付すること。

- 3 判定担当課

(1)担当課名:	
(2)電話番号:	
(3)FAX番号:	
(4)担当者名:	

【報告先】

青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
電話番号：017-734-9693 (ダイヤルイン)
017-722-1111 (代表) 内線6800
FAX番号：017-734-8197
E-mail：kenju@pref.aomori.lg.jp

実-第3号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定実施計画書

(当初・第__回変更)

A. 判定の実施内容

(1/2)

実施本部の設置場所	設置場所:												
	実施本部長:												
	担当課(窓口):						担当者:						
	TEL:						FAX:						
判定拠点の設置場所	設置場所:												
	責任者:												
	TEL:						FAX:						
実施オペレーションタイプ	・タイプA (悉皆の対象について外観調査を中心とした判定) ・タイプB (要請に応じた対象について立入調査を含む判定)												
判定実施期間	日間 (月 日 ~ 月 日)												
判定実施区域													
判定士の参集場所	参集場所:											住所:	
判定士の判定拠点への移動手段・ルート													
判定士の判定実施区域への移動手段・ルート													
判定実施建築物	日付	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	合計	
		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	
	優先区分(用途)												
	概数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	

B. 必要な判定士等数 { () 内は、支援本部へ支援要請する数}

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	合計
判定士数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
※1. 1チーム_棟/日	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
※2. 1チーム2人											
チーム数											
判定コーディネーター数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
※. 判定士 100名に1	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
コーディネーター											
実施本部要員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

実-第3号様式

C. 必要資機材や物資の確保 [() 内は、支援本部へ支援要請する数]

(2/2)

		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降	合計
判定調査票	木造	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
	鉄骨造	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
	RC造	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
ステッカー	危険(赤)	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
	要注意(黄)	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
	調査済み(緑)	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
街区マップ		セット ()	セット ()	セット ()	セット ()	セット ()	セット/日 ()	セット ()
腕章		個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個/日 ()	個 ()
ヘルメットシール		枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚 ()	枚/日 ()	枚 ()
下げ降り		セット ()	セット ()	セット ()	セット ()	セット ()	セット/日 ()	セット ()
ガムテープ		個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個/日 ()	個 ()
その他 ()		個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個/日 ()	個 ()
その他 ()		個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個 ()	個/日 ()	個 ()
判定士等の食料		食 ()	食 ()	食 ()	食 ()	食 ()	食/日 ()	食 ()
判定士等の宿泊施設数 ※()は収容人数		施設 ()	施設 ()	施設 ()	施設 ()	施設 ()	施設/日 ()	施設 ()
民間判定士補償制度適用の有無		有 ・ 無						

D. 広報の実施及び相談窓口の開設

広報活動の実施方法			
相談窓口の設置場所	設置場所：		
	担当組織：	担当者：	
	TEL：	FAX：	

実-第4-1号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定
支援要請書（当初・第 回変更）

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

青森県判定支援本部長 あて
(青森県県土整備部建築住宅課長)

〇〇市・町・村判定実施本部長
(〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定担当課長)

下記の理由により、被災建築物応急危険度判定の支援を要請します。

記

1 支援を要請する理由

〇〇市・町・村に震度 の地震発生。

2 支援要請の内容（添付書類のとおり）

- (1) 派遣依頼判定士等人数表（実-第4-2号様式）及び地図
- (2) 必要判定資機材等数量表（実-第4-3号様式）及び地図

3 判定担当課

(1)担当課名:	
(2)電話番号:	
(3)FAX番号:	
(4)担当者名:	

【送付先】

青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
電話番号：017-734-9693（ダイヤルイン）
017-722-1111（代表）内線6800
FAX番号：017-734-8197
E-mail：kenju@pref.aomori.lg.jp

実-第4-2号様式

派遣依頼判定士等人数表（当初・第__回変更）

(1/2)

送信元		⇒	あて先
市町村名			青森県県土整備部
担当課			建築住宅課 建築指導グループ

1 派遣依頼判定士

必要日	判定士		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
			宿泊施設		食料		
	人員	参集場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月	日					
2日目	月	日					
3日目	月	日					
4日目	月	日					
5日目	月	日					
6日目	月	日					
7日目	月	日					
8日目	月	日					
9日目	月	日					
10日目	月	日					
計							

※参集場所については、地図等を添付のこと。(地図には、参集場所の地名地番等を明記すること。)

2 派遣依頼判定コーディネーター

必要日	判定 コーディネーター		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
			宿泊施設		食料		
	人員	参集場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月	日					
2日目	月	日					
3日目	月	日					
4日目	月	日					
5日目	月	日					
6日目	月	日					
7日目	月	日					
8日目	月	日					
9日目	月	日					
10日目	月	日					
計							

※参集場所については、地図等を添付のこと。(地図には、参集場所の地名地番等を明記すること。)

実-第4-2号様式

3 派遣依頼実施本部員

(2/2)

必要日		実施本部員		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
				宿泊施設		食料		
		人員	参集場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月 日							
2日目	月 日							
3日目	月 日							
4日目	月 日							
5日目	月 日							
6日目	月 日							
7日目	月 日							
8日目	月 日							
9日目	月 日							
10日目	月 日							
計								

※参集場所については、地図等を添付のこと。(地図には、参集場所の地名地番等を明記すること。)

4 輸送手段

(1) 陸路

ア 可能 (方法:)

イ 不可能

(2) 空路

最寄りのヘリポート等 ()

(3) 水路

最寄りの港湾等 ()

5 その他

実-第4-3号様式

必要判定資機材等数量表（当初・第__回変更）

送信元		⇒	あて先	
市町村名			青森県県土整備部	
担当課			建築住宅課 建築指導グループ	

1 要請判定資機材等

必要時期	品目						搬入場所	
	判定調査表（枚）			ステッカー（枚）				その他
	W	S	RC	赤	黄	緑		
月 日								
時頃								
月 日								
時頃								
月 日								
時頃								

※搬入場所については、地図等を添付のこと。（地図には、集合場所の地名地番等を明記すること。）

2 輸送手段

(1) 陸路

ア 可能 (方法:)

イ 不可能

(2) 空路

最寄りのヘリポート等 ()

(3) 水路

最寄りの港湾等 ()

3 その他

実-第5-1号様式

整理番号：	
-------	--

被災建築物応急危険度 公務員判定士等名簿

(〇〇市・町・村)

判定活動の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
集合場所	
確認日時	年 月 日 時 確認者氏名

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな			ふりがな	
2		ふりがな			ふりがな	
3		ふりがな			ふりがな	
4		ふりがな			ふりがな	
5		ふりがな			ふりがな	
6		ふりがな			ふりがな	
7		ふりがな			ふりがな	
8		ふりがな			ふりがな	
9		ふりがな			ふりがな	
10		ふりがな			ふりがな	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。 (/)

実-第5-2号様式

整理番号：	
-------	--

被災建築物応急危険度 民間判定士等名簿

(〇〇市・町・村)

判定活動の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
集合場所	
確認日時	年 月 日 時 確認者氏名

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな			ふりがな .	
2		ふりがな			ふりがな .	
3		ふりがな			ふりがな .	
4		ふりがな			ふりがな .	
5		ふりがな			ふりがな .	
6		ふりがな			ふりがな .	
7		ふりがな			ふりがな .	
8		ふりがな			ふりがな .	
9		ふりがな			ふりがな .	
10		ふりがな			ふりがな .	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。 (/)

実-第6号様式

補償制度対象としない旨の通知書

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
(青森県経由)

〇〇市・町・村

下記の判定活動について、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用対象としないので、同要領第7(2)の規定等により通知します。

記

不適用とする期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
不適用とする判定活動の実施場所	
他の補償制度適用の状況	

経由欄 (都道府県)	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ 電話番号：017-734-9693 (ダイヤルイン) 017-722-1111 (内線 6800) FAX 番号：017-734-8197 E-mail : kenju@pref.aomori.lg.jp	地方公 共団体 連絡先	〇〇市・町・村 △△課△△係 担当者：△△ △△ TEL 0000-00-0000
---------------	--	-------------------	--

(注)※は他の都道府県からの派遣をうけた場合に通知する。

実-第7号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定
判定結果報告書（月 日分）

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

青森県判定支援本部長 あて
(青森県県土整備部建築住宅課長)

〇〇市・町・村判定実施本部長
(〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定担当課長)

本日分の被災建築物の応急危険度判定結果は、以下のとおりです。

		年 月 日 曜日 実施分				
活動人員	判定士	人	(内 応援判定士数： 人)	(内 民間判定士数： 人)		
	判定CN	人	(内 応援判定CN数： 人)			
判定実施地区	①	町・丁目	付近			
	②	町・丁目	付近			
	③	町・丁目	付近			
	・					
判定結果	木造	調査件数	件	内 危険	件	
				内 要注意	件	
				内 調査済	件	
	特に危険が多い地区					
	鉄骨造	調査件数	件	内 危険	件	
				内 要注意	件	
				内 調査済	件	
	特に危険が多い地区					
	RC造	調査件数	件	内 危険	件	
				内 要注意	件	
内 調査済				件		
特に危険が多い地区						
その他報告事項：						

【判定担当課】

(1) 担当課名・担当者名：	・
(2) 電話番号：	

【報告先】

青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
 電話番号：017-734-9693 (ダイヤルイン)
 017-722-1111 (代表) 内線6800
 FAX 番号：017-734-8197
 E-mail：kenju@pref.aomori.lg.jp

実-第8号様式

事故発生通知書

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
(青森県経由)

〇〇市・町・村

下記のとおり、判定活動において事故が発生したので通知します。

記

事故の発生日時	年 月 日 時頃					
事故の発生した場所						
事故の内容						
関係する判定士等の氏名等	登録した都道府県		登録番号		ふりがな	
					氏名	

経由欄 (都道府県)	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ 電話番号：017-734-9693 (ダイヤルイン) 017-722-1111 (内線 6800) FAX 番号：017-734-8197 E-mail : kenju@pref.aomori.lg.jp	地方公 共団体 連絡先	〇〇市・町・村 △△課△△係 担当者：△△ △△ TEL 0000-00-0000
---------------	--	-------------------	--

実-第9-1号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定
判定結果報告書（最終集計）

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

青森県判定支援本部長 あて
(青森県県土整備部建築住宅課長)

〇〇市・町・村判定実施本部長
(〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定担当課長)

年 月 日から 年 月 日の期間で実施した被災建築物の応急危険度判定が終了しました。
なお、その結果は別添のとおりです。

※添付書類

- 判定結果集計表1 (実-第09-2号様式)
- 判定結果集計表2 (実-第09-3号様式)
- 判定結果集計表3 (実-第09-4号様式)

【判定担当課】

(1) 担当課名・担当者名 :	
(2) 電話番号 :	

実-第9-2号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定

判定結果集計表 1

年 月 日から 年 月 日 実施分								
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
判定士	人	人	人	人	人	人	人	人
(内 応援判定士)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(内 民間判定士)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
判定コーディネーター	人	人	人	人	人	人	人	人
(内 応援CN)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
続き ⇒	9日目	10日目	日 日	日 日	日 日	日 日	合 計 (延人数)	
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	人	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	人	人	人	人	人	人	人	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
判定結果	木造	調査件数	件	内 危険	件			
				内 要注意	件			
				内 調査済	件			
	鉄骨造	調査件数	件	内 危険	件			
				内 要注意	件			
				内 調査済	件			
RC造	調査件数	件	内 危険	件				
			内 要注意	件				
			内 調査済	件				
判定結果に対する総評：								

実-第9-3号様式

判定結果集計表2

◆用途別判定結果

用途	調査件数…① (用途/判定累計 %)	危険…② (②/① %)	要注意…③ (③/① %)	調査済…④ (④/① %)
1 戸建て専用住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
2 長屋住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
3 共同住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
4 併用住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
5 店舗	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
6 事務所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
7 旅館・ホテル	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
8 庁舎等公共施設	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
9 病院・診療所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
10 保育所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
11 工場	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
12 倉庫	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
13 学校	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
14 体育館	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
15 劇場・遊技場等	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
16 その他	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
判定累計	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
鉄骨造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
RC・SRC造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)

※黄色セルに入力すると自動で計算されます。

実-第10号様式

訓練活動及び判定活動状況通知書（その1）

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
（青森県経由）

〇〇市・町・村

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる訓練活動及び判定活動について別添のとおり、民間判定士等の名簿を添えて通知します。

記

通知の内容	年 月 活動分		
整理番号	訓練・判定の種別	活動の実施機関	活動人数
1	判定	年 月 日 ～ 年 月 日	
2	判定	年 月 日 ～ 年 月 日	
3	判定	年 月 日 ～ 年 月 日	
計	判定：	回	

経由欄 （都道府県）	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ 電話番号：017-734-9693（ダイヤルイン） 017-722-1111（内線6800） FAX番号：017-734-8197 E-mail：kenju@pref.aomori.lg.jp	地方公 共団体 連絡先	〇〇市・町・村 △△課△△係 担当者：△△ △△ TEL 0000-00-0000
---------------	--	-------------------	--

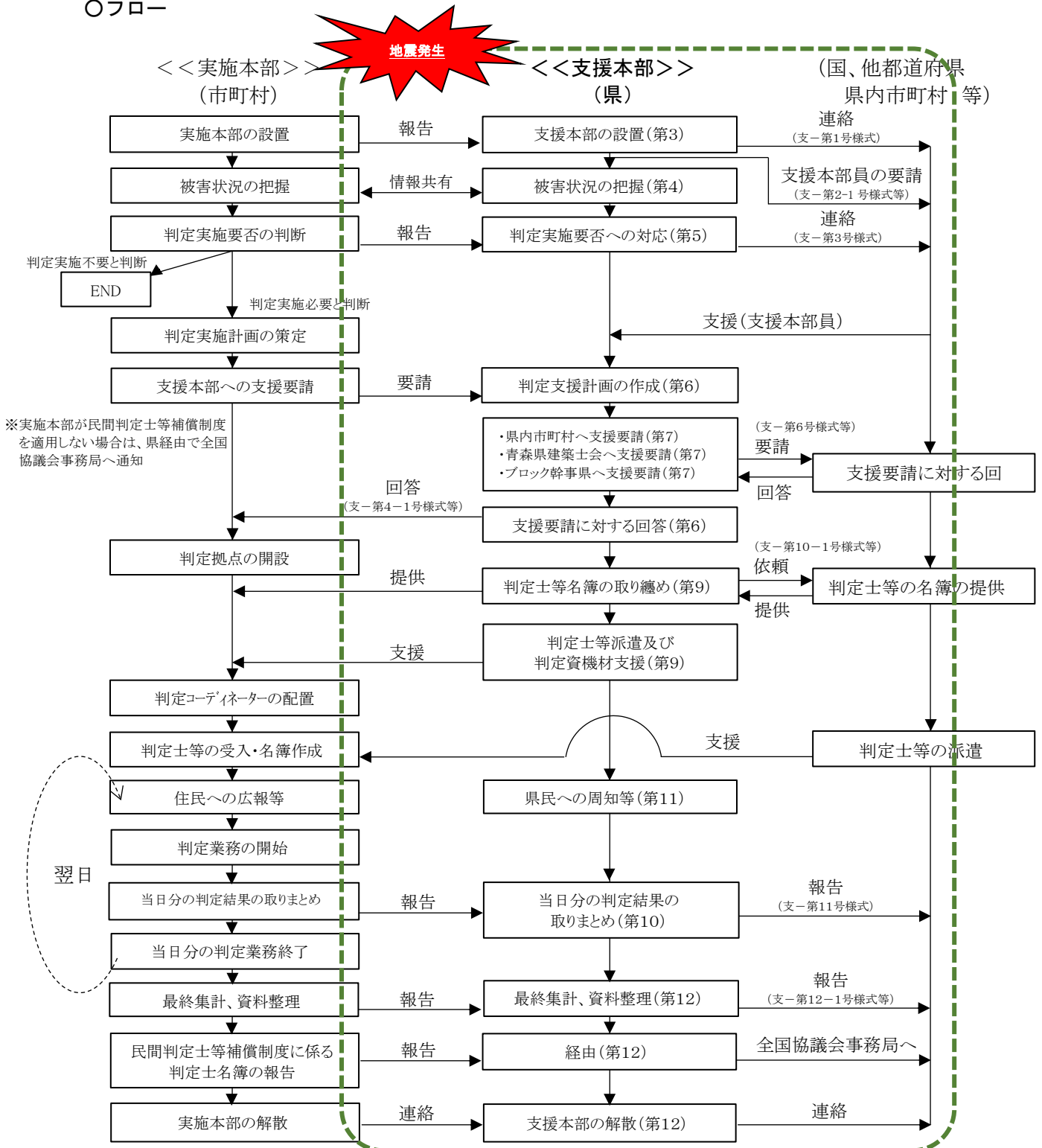
注)必ず実-第5-2号様式を添付し、上記の整理番号と合わせることを。

第2節 県支援本部業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、支援本部の業務等をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

○フロー



第2 支援本部の業務

支援本部の業務は以下のとおりである。

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 支援本部の設置(第3による)
- ③ 被害状況の把握(第4による)
- ④ 判定実施要否への対応(第5による)
- ⑤ 実施本部からの支援要請及びその対応(第6による)
- ⑥ 判定支援計画の作成(第7による)
- ⑦ 支援本部からの支援要請(第8による)
- ⑧ 支援本部による応援判定士等の派遣及び帰還(第9による)
- ⑨ 当日分の判定結果の取りまとめ及び報告(第10による)
- ⑩ その他、支援本部の業務(第11による)
- ⑪ 支援本部業務の終了及び解散(第12による)

第3 支援本部の設置

- 1 県建築住宅課は、市町村から実施本部設置の報告を受けた場合、県建築住宅課に支援本部を設置する。
- 2 支援本部長には県建築住宅課長を充て、支援本部員には県建築住宅課職員を充てる。
- 3 支援本部長は、次の関係機関(以下「関係団体等」という。)に対し、被災市町村が実施本部を設置したこと及び県が支援本部を設置したことを連絡(支一第1号様式)する。
 - ① 県災害対策本部
 - ② 県内市町村
 - ③ 被災建築物応急危険度判定の広域支援本部となる北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会の会長(以下「ブロック幹事県」という。)
 - ④ 国土交通省住宅局建築指導課及び国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課(以下「国土交通省」という。)
 - ⑤ 一般社団法人青森県建築士会
- 4 支援本部長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより県職員だけでは支援本部の運営が困難であると判断した場合は、県内市町村、ブロック幹事県及び国土交通省に対し、支援本部の業務にあたる職員の派遣を要請(支一第2-1号様式及び支一第2-2号様式)する。
- 5 支援本部長は、被災市町村が複数となる場合は必要に応じて、各地域県民局地域整備部長等に要請し、各地域県民局地域整備部等に支援基地を置くことがある。

【解説】

A 県建築住宅課では、勤務時間外に県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、応急対策要員が登庁する。なお、登庁した職員は、市町村から実施本部設置の報告を受けた場合は、次の者に電話連絡すること。また、連絡を受けた者は原則登庁すること。

- ① 県建築住宅課長
- ② 県建築住宅課長代理
- ③ 県建築住宅課建築指導グループマネージャー
- ④ 県建築住宅課建築指導グループサブマネージャー
- ⑤ 県建築住宅課の応急危険度判定担当者

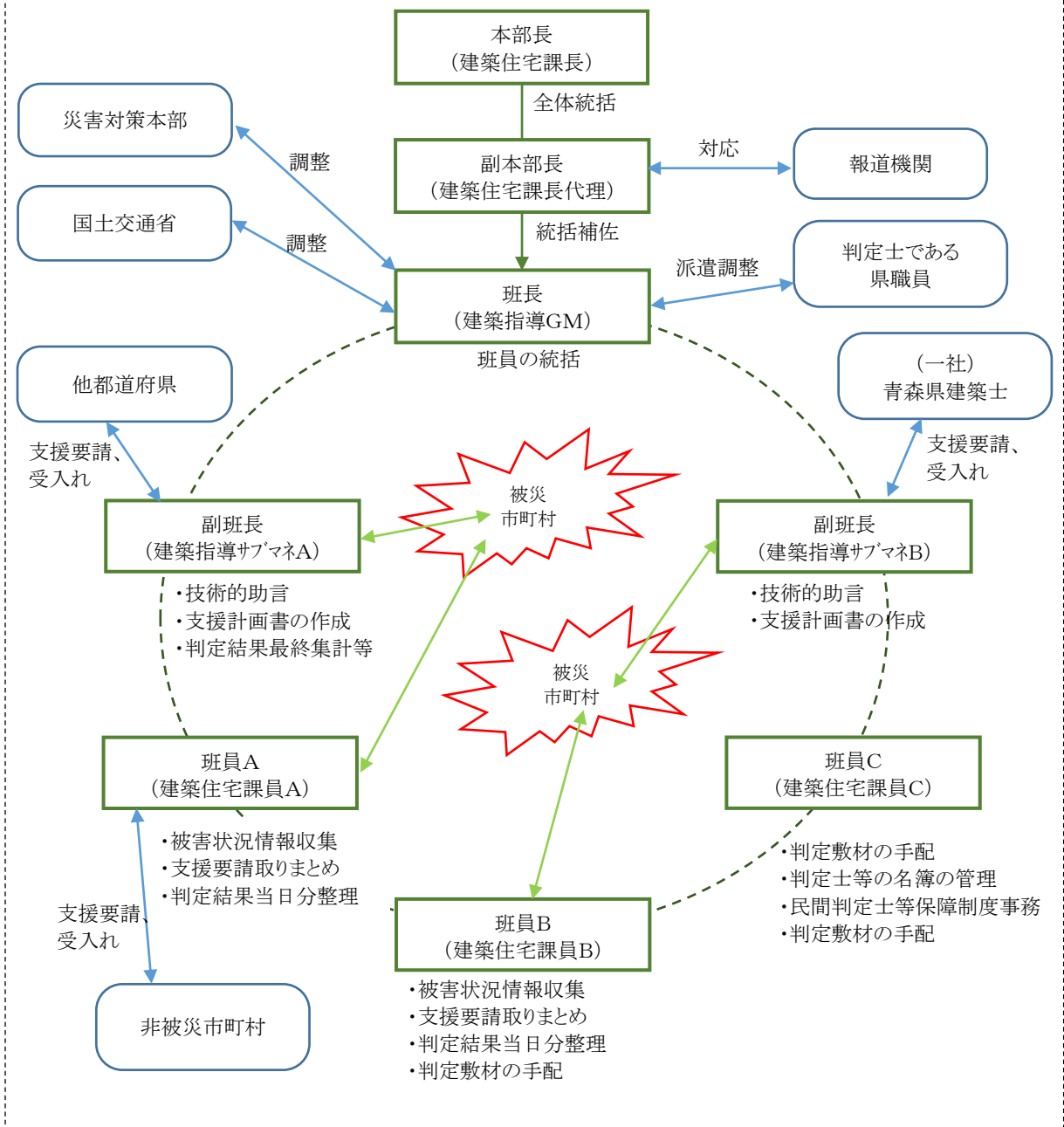
第2節 県支援本部業務マニュアル

- B 支援本部長は、支援本部の体制について必要な人員を配置する。
 なお、支援本部員の主な業務は次のとおりである。

役割	役職等	担当業務
本部長	建築住宅課長	・全体統括
副本部長	建築住宅課長代理	・統括補佐 ・報道機関への対応
班長	建築指導グループ マネージャー	・班員の統括 ・災害対策本部との連絡調整 ・国土交通省との連絡調整 ・県職員判定士の派遣調整
副班長 A	建築指導グループ サブマネージャーA	・実施本部への技術的助言(主) ・判定支援計画の作成及び見直し(主) ・広域支援要請及びその受入れ対応 ・判定結果の最終集計及び資料整理
副班長 B	建築指導グループ サブマネージャーB	・実施本部への技術的助言(副) ・判定支援計画の作成及び見直し(副) ・(一社)青森県建築士会への判定士派遣要請及びその受入れ対応
班員 A	建築住宅課員 A	・市町村被害状況の情報収集(主) ・実施本部からの支援要請取りまとめ(主) ・判定結果当日分の整理(主) ・県内市町村への判定士等派遣要請及びその受入れ対応
班員 B	建築住宅課員 B	・市町村被害状況の情報収集(副) ・実施本部からの支援要請取りまとめ(副) ・判定結果当日分の整理(副) ・判定資機材の手配(副)
班員 C	建築住宅課員 C	・判定資機材の手配(主) ・判定士等名簿の管理 ・民間判定士等補償制度の事務 ・判定結果当日分の整理(副)
・	その他、必要に応じて班員を補充する。	

次のページに体系図を示す。

○支援本部の体系図



C 支援本部は、他の部局との連携を図るため、原則として県建築住宅課に設置する。一方で、庁舎の被災により支援本部の設置や機能維持が困難となる場合は、各地域県民局地域整備部等に設置することも想定される。

D 支援本部は、支援活動を随時、県災害対策本部に報告する。

E 被災規模が甚大であることなどにより、市町村が実施本部の事務を十分に執行できないことが明らかかな場合は、県建築住宅課は市町村に対し、実施本部設置に必要な以下の支援を行う。なお、支援の実施に当たっては、各地域県民局地域整備部長等に対し支援要請を行い実施することも想定される。

① 市町村が最低限実施すべき事項を具体的に明示し、その準備を促す。

② 当該市町村が措置できない事項の支援を行う。

F 支援本部は、実施本部の職員が不足する等やむを得ない場合、判定資機材、食事、宿泊場所の

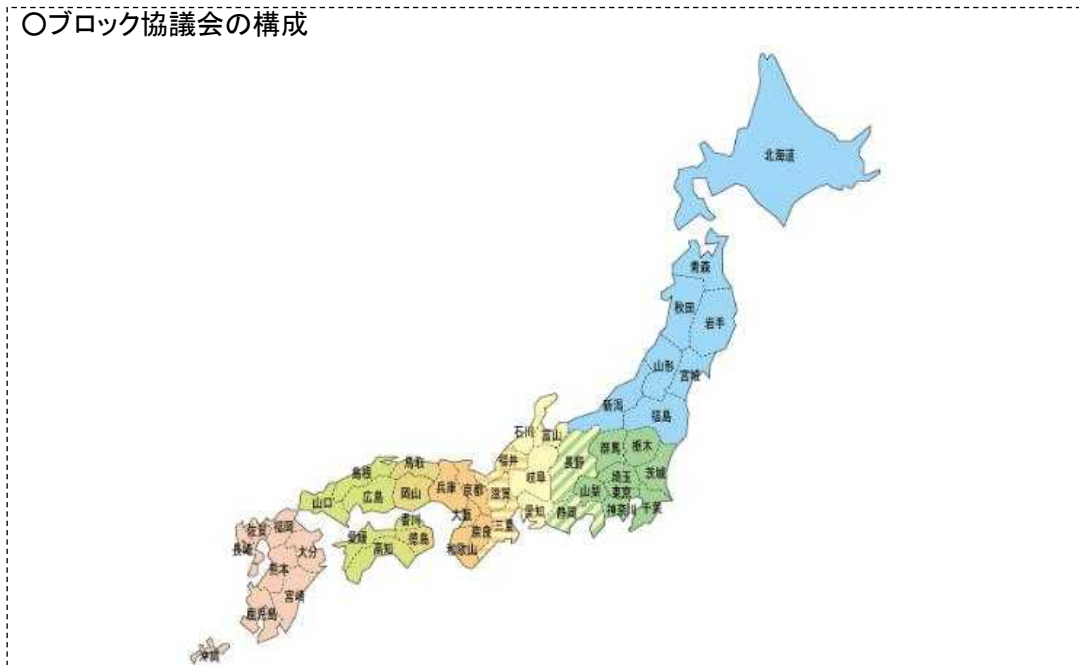
手配など役割を担う後方支援班の業務については、実施することができる。しかし、判定実施計画の策定などを行う判定計画班及び判定士の参集要請や連絡調整などを行う判定支援班については、実施本部の主体である市町村において主体的に行うべき業務内容であることから、実施本部で実施する。

また、市町村と県の責任関係が不明確になると、判定の実施状況を一元的に管理できなくなるなどの混乱が生じたり、適切な時期に判定を終了することができず、広域支援で派遣される判定士に対して過剰な負担を強いることにもなりかねないため、留意する必要がある。

G 北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会について

地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図りつつ、各都道府県の支援等に関して事前に調整を行い、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的に、全国6ブロックに協議会が設置されている。なお、本県が所属する「北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会」は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、札幌市、仙台市及び新潟市で構成され、協議会会員の広域支援に関する事務は会長（ブロック幹事県）が行うことになっている。

○ブロック協議会の構成



H 一般社団法人青森県建築士会との協定について

県と一般社団法人青森県建築士会は、地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定を締結（平成9年8月5日）している。

第4 被害状況の把握

支援本部は、次の情報源等から被害状況に関する情報を収集する。

- ① 実施本部への照会
- ② 各地域県民局地域整備部建築指導課への照会
- ③ 県防災危機管理課（県災害対策本部）への照会
- ④ 国土交通省からの情報
- ⑤ テレビ・ラジオ等の報道機関情報の聴取
- ⑥ インターネット・ホームページ情報の閲覧
- ⑦ その他

【解説】

- A 実施本部から判定実施の判断の連絡を受ける前でも、可能な限り被害状況を把握すること。
- B 市町村災害対策本部その他防災機関(消防、警察等)は、各種の被害状況等を防災行政無線、防災ネットワークシステム等を通じて県災害対策本部に報告することになっていることから、県災害対策本部と連携して情報を収集すること。

第5 判定実施要否への対応

支援本部長は、実施本部から判定実施の要否の報告があり次第、関係団体等へ連絡(支一第3号様式)する。

【解説】

支援本部は、その後の支援準備のため、すみやかに関係団体等へ連絡する。

第6 実施本部からの支援要請及びその対応

- 1 支援本部長は、実施本部から支援の要請があったときは、第7の判定支援計画の作成及び第8の支援本部からの支援要請を経て、実施本部長に対し、支援要請に対する回答(支一第4-1号様式、支一第4-2号様式及び支一第4-3号様式)を行う。
- 2 支援本部長は、実施本部から変更の支援要請があり、判定支援計画の見直しを行ったときは、実施本部長に対し、変更の支援要請の回答を行う。

第7 判定支援計画の作成

- 1 支援本部は、実施本部からの要請内容や被害状況等を考慮して、被災市町村ごとに判定支援計画(支一第5号様式)を作成する。また、広域支援を必要とする場合は、ブロック幹事県及び国土交通省とも調整のうえ、判定支援計画を作成する。
- 2 判定支援計画は、次の内容により作成する。
 - ① 応援判定士、応援判定コーディネーター及び実施本部員(以下「応援判定士等」という。)の派遣人数・派遣期間
 - ② 応援判定士等の派遣場所
 - ③ 実施本部等までの移動手段及び移動ルート
 - ④ 判定資機材等の提供
- 3 支援本部は、実施本部からの実施状況等の報告により、必要に応じて判定支援計画の見直しを行う。

【解説】

- A 支援本部は、県内実施本部の全ての被害状況及び判定実施状況の把握に努め、変更が生じた場合は、すみやかに判定支援計画を見直す必要がある。なお、実施本部からの要請内容が具体的でない場合、支援本部は実施本部(判定計画班)に対して要請内容を明確にするよう指示する。
- B 判定支援計画は、実施本部及び判定拠点の受入体制等を勘案して作成する。また、宿泊場所の確保や食事の提供等も勘案し作成する。
- C 被災市町村における実際の判定士等の参加人数や準備できた判定資機材等により、実施本部(判

定計画班)が作成した判定実施計画に変更が生じた場合には判定支援計画を見直す。

D 被災市町村の道路状況や交通機関の被害情報等により、支援本部が実施本部と連携して移動手段・移動ルート等を計画する。

なお、支援本部及び実施本部で応援判定士等の移動手段を確保することができない場合が想定される。その際は、応援判定士等の派遣要請の際に依頼先にその旨を伝え、派遣元において借り上げタクシー等により移動してもらうことが想定される。

E 宿泊場所の確保や食事の提供について実施本部が準備できない場合は、実施本部及び県内市町村と調整し、判定支援計画を作成する。なお、実施本部で宿泊場所や食事を準備できない場合は、応援判定士等の派遣要請の際に依頼先にその旨を伝え、派遣元において宿泊場所等を確保してもらうことが想定される。

第8 支援本部からの支援要請

- 1 支援本部長は、支援に必要な次の事項について、必要に応じて県内市町村に対し、支援を要請(支一第6号様式)する。
 - ① 応援判定士及び応援判定コーディネーターの派遣
 - ② 実施本部の業務にあたる実施本部員の派遣
 - ③ 判定資機材の提供
 - ④ その他
- 2 支援本部長は、必要に応じて一般社団法人青森県建築士会に対し、民間の判定士の派遣を要請(支一第7号様式)する。
- 3 支援本部長は、県内の判定士等だけでは、実施本部からの支援要請に対応できないと判断した場合、ブロック幹事県に対し、第1項①から④までに掲げる事項について広域支援を要請(支一第8号様式)する。
- 4 支援本部長は、判定支援計画の見直しにより支援規模の縮小等があったときは、必要に応じて支援要請の終了を支援要請先に通知(支一第9号様式)をする。

【解説】

- A 支援本部は、まずは、県内で判定士等や判定資機材の確保を検討する。
- B 県及び県内市町村による対応が困難と判断した場合は、他の都道府県からの支援を受けるために、すみやかにブロック幹事県に連絡する。
- C 公務災害の適用とならない民間判定士及び民間判定コーディネーター(以下「民間判定士等」という。)の災害時の補償については、判定士名簿に基づき、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度(以下「民間判定士等補償制度」という。)により対応する。なお、民間判定士等補償制度の事務処理に当たっては、同要領および同事務マニュアルに基づき処理する。
- D 応援都道府県等が応援に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン」の負担区分等によりその費用を負担する。

第9 支援本部による応援判定士等の派遣及び帰還

- 1 支援本部は、応援判定士等の派遣に当たって次のことを行う。
 - ① 応援判定士等の派遣元に応援判定士等の名簿(支一第10-1号様式及び支一第10-2号様式)の作成を依頼し、取りまとめの上、判定業務前に実施本部へ提供
 - ② 必要に応じて実施本部等へ判定資機材の送付

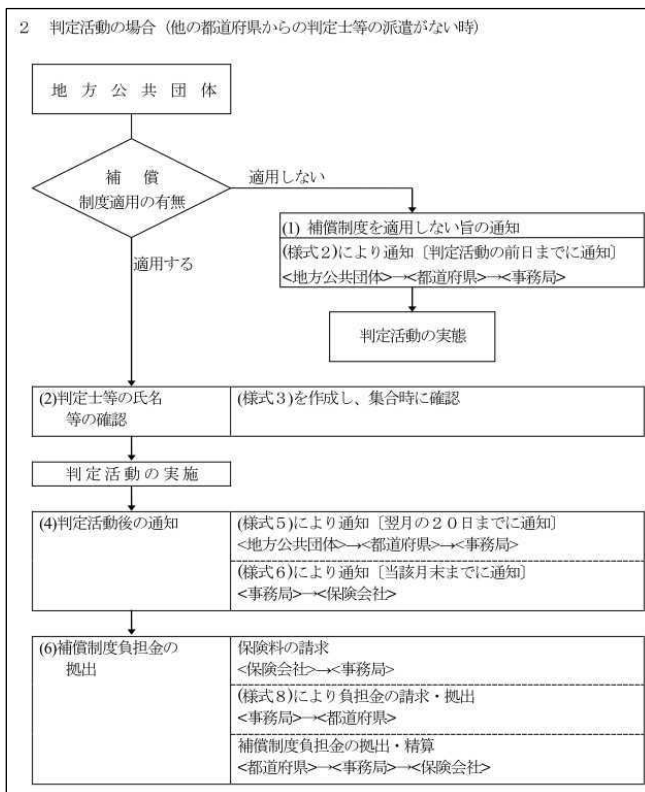
- ③ 民間判定士等補償制度の事務処理
 - ④ 用意した移動手段(用意ができた場合に限る)により、応援判定士等を実施本部等へ派遣
- 2 支援本部は、次により応援判定士等を帰還させる。
- ① 帰還する応援判定士等の確認
 - ② 用意した移動手段(用意ができた場合に限る)により、応援判定士等を実施本部等から帰還
 - ③ 使用した判定資機材の回収

【解説】

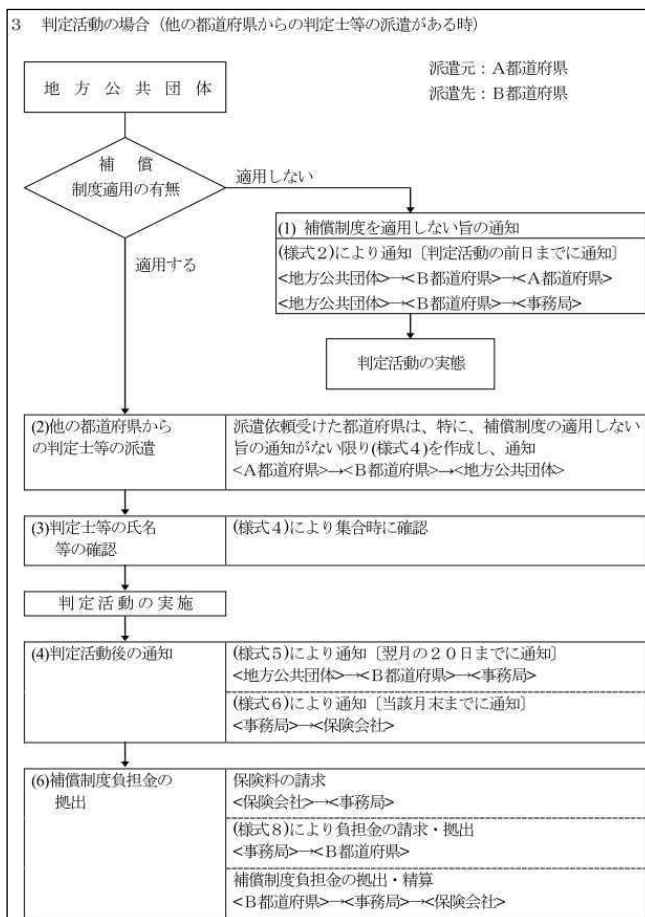
- A 応援判定士等の参加人数の把握・名簿の作成の業務は、派遣元(※広域支援の場合は、ブロック幹事県から)に対して事前に参加者名簿の作成を依頼し、内容に重複がないよう支援本部が行う。
この場合、公務員判定士等と民間判定士等は、災害補償の対応のため区分し、被災市町村の地元判定士等も含め、すべての参加者名簿を作成する。
なお、実施本部では、この名簿をもとに、参集した応援判定士等の受入れを行う。
- B 県内市町村職員である応援判定士等や県内民間判定士は、支援本部が要請し、各々が直接一時参集場所等へ移動する。
また、広域支援要請により派遣される応援判定士等は、一次参集場所から支援本部の指定する判定拠点等へ直接移動する。
- C 民間判定士等補償制度の事務処理について(※事務フローは次ページ参照)
- ① 民間判定士等については、原則として民間判定士等補償制度を適用するものとしている。なお、市町村が当該補償制度を適用しない場合は、判定業務の実施の前日までに、支援本部を経由して全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局へ通知(実一第6号様式)する。
 - ② 実施本部は、実施本部業務の終了後、判定業務に従事した判定士等の名簿を支援本部へ報告(実一第5-1号様式、民間判定士等補償制度を適用し民間判定士等が判定業務に従事した場合は実一第5-2号様式及び実一第10号様式)することになっている。
民間判定士等補償制度を適用している場合は、支援本部は上記報告を全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局へ通知(実一第5-2号様式及び実一第10号様式)する。
 - ③ 災害補償の適用者がいる場合、支援本部より派遣元都道府県を通じて適用者本人等へ連絡する。これは補償適用が支援本部解散後も継続する場合、派遣元の都道府県がもっとも身近で、かつ、判定士一人ひとりに対応可能であることに留意している。
- D 支援本部は、支援実施状況(応援判定士の参加状況、資機材の受領確認等)を、ブロック幹事県へ随時報告する。

○全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度のフロー

注) 記載の様式番号は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領の様式番号であり、青森県被災建築物業務マニュアルと整合していません。



注) 保険料の請求先・支払いは民間判定士等を活用した市町村



注) 保険料の請求先・支払いは民間判定士等を活用した市町村

第10 当日分の判定結果の取りまとめ及び報告

支援本部は、各実施本部から報告のあった当日分の判定結果を取りまとめ、関係団体等に報告(支一第11号様式)する。

【解説】

報告する関係団体等は次のとおりである。(※再掲)

- ① 県災害対策本部
- ② 県内市町村
- ③ 被災建築物応急危険度判定の広域支援本部となる北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会の会長
- ④ 国土交通省住宅局建築指導課及び国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課
- ⑤ 一般社団法人青森県建築士会

第11 その他、支援本部の業務

その他、支援本部の業務は次のとおりである。

- ① 応急危険度判定の主旨を県民へ周知(県ホームページへの掲載及び報道機関への投げ込み)
- ② 県民からの相談・質問への対応
- ③ 報道機関への対応
- ④ 県災害対策本部との連絡調整
- ⑤ 応急危険度判定の実施記録の作成
- ⑥ 負傷や死亡した判民間判定士等の民間判定士等補償制度の対応

【解説】

実施本部は、民間判定士等補償制度を適用している民間判定士等が事故にあった場合、支援本部を経由して全国被災建築物応急危険度判定協議会へ通知(実一第8号様式)することになっている。

第12 支援本部業務の終了及び解散

- 1 支援本部の業務は、以下の業務が完了した時点をもって終了とする。
 - ① 実施本部への支援業務
 - ② 判定結果の最終集計・資料整理
 - ③ 判定結果の最終集計を災害対策本部及び国土交通省へ報告(支一第12-1号様式、支一第12-2号様式、支一第12-3号様式及び支一第12-4号様式)
- 2 実施本部から報告のあった民間判定士等の名簿は、支援本部を経由して、全国被災建築物応急危険度判定協議会へ通知する。
- 3 支援本部長は、支援業務終了後、県災害対策本部長と協議し、支援本部を解散する。また、支援本部解散後は、県建築住宅課が判定結果の資料等を引き継ぐ。

【解説】

A 支援業務の終了

支援本部は、実施本部から業務が終了した報告(実一第9-1号様式、実一第9-2号様式、実一第9-3号様式及び実一第9-4号様式)を受けて、支援業務を終了する。

B 判定結果の最終集計・資料整理

第2節 県支援本部業務マニュアル

各実施本部からの判定集計に基づいて県全体の集計を行い、以下の資料を作成して災害対策本部及び国土交通省へ報告する。

- ① 判定結果集計表(支-第12-2号様式及び支-第12-3号様式) ※市町村毎に作成する。
 - ② 判定実施区域図(支-第12-4号様式) ※市町村毎に作成する。
 - ③ その他資料
- C 後日の費用負担や判定士等の補償対応のため、判定士、判定コーディネーターや支援資機材について支援状況の記録を作成する。
- D 実施本部は、実施本部業務の終了後、判定業務に従事した判定士等の名簿を支援本部へ報告(実-第5-1号様式、民間判定士等補償制度を適用し民間判定士等が判定業務に従事した場合は実-第5-2号様式及び実-第10号様式)することになっている。
- 民間判定士等補償制度を適用している場合は、支援本部は上記報告を全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局へ通知(実-第5-2号様式及び実-第10号様式)する。 (※再掲)
- E 支援本部解散後においても、その後の状況により適切な措置を執る。

○応急危険度判定連絡様式（支援本部用）

様式番号		連絡票名
支－第1号		青森県被災建築物応急危険度判定 支援本部の設置について
支－第2号 関係	支－第2－1号	青森県被災建築物応急危険度判定 支援本部員の派遣要請書
	支－第2－2号	派遣依頼支援本部員人数表
支－第3号		青森県被災建築物応急危険度判定 判定実施の要否について
支－第4号 関係	支－第4－1号	支援要請に対する回答書
	支－第4－2号	派遣判定士等人数表
	支－第4－3号	支援判定資機材等数量表
支－第5号		判定支援計画書
支－第6号		支援要請・回答書(県内市町村用)
支－第7号		判定支援要請・回答書(建築士会用)
支－第8号		判定支援要請・回答書(広域支援要請用)
支－第9号		青森県被災建築物応急危険度判定 支援要請の終了について
支－第10 号関係	支－第10－1号	被災建築物応急危険度公務員判定士等派遣者名簿
	支－第10－2号	被災建築物応急危険度民間判定士等派遣者名簿
支－第11号		青森県被災建築物応急危険度判定 判定結果報告書(月 日分)
支－第12 号関係	支－第12－1号	青森県被災建築物応急危険度判定 判定結果報告書(最終集計)
	支－第12－2号	判定結果集計表1
	支－第12－3号	判定結果集計表2
	支－第12－4号	判定結果集計表3

支-第1号様式

**青森県被災建築物応急危険度判定
支援本部の設置について**

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

関係団体等の長 あて

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

年 月 日に発生した地震により、下記のとおり県内市町村に被災建築物応急危険度判定の実施本部が設置され、また、県に支援本部を設置したので連絡します。

記

1 地震の規模

2 実施本部の設置場所等

(1) 市町村名:	
(2) 設置日時:	月 日 時 分
(3) 設置場所:	(所在地)

(1) 市町村名:	
(2) 設置日時:	月 日 時 分
(3) 設置場所:	(所在地)

(1) 市町村名:	
(2) 設置日時:	月 日 時 分
(3) 設置場所:	(所在地)

3 支援本部の設置場所等

(1) 設置日時:	月 日 時 分
(2) 設置場所:	(所在地)
(3) 担当者課:	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
(4) 本部長名:	
(5) 担当者名:	
(6) 電話番号:	017-734-9693 (ダイヤルイン)
(7) 衛星電話:	(県外からの場合) 002-801-810-1-6800
	(県内からの場合) 8-810-1-6800
(8) FAX 番号:	017-734-8197
(9) E-mail :	kenju@pref.aomori.lg.jp

支-第2-1号様式

**青森県被災建築物応急危険度判定
支援本部員の派遣要請書（当初・第 回変更）**

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

〇〇〇〇長 あて

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

下記の理由により、被災建築物応急危険度判定支援本部員の派遣を要請します。

記

- 1 支援を要請する理由
〇〇市・町・村に震度 〇の地震発生。
- 2 支援要請の内容（添付書類）
派遣依頼支援本部員人数表（支-第2-2号様式）及び地図

【支援本部担当者】

(1) 設置場所：	(所在地)
(2) 担当者課：	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
(3) 担当者名：	
(4) 電話番号：	017-734-9693 (ダイヤルイン)
(5) 衛星電話：	(県外からの場合) 002-801-810-1-6800
	(県内からの場合) 8-810-1-6800
(6) FAX 番号：	017-734-8197
(7) E-mail：	kenju@pref.aomori.lg.jp

支-第2-2号様式

派遣依頼支援本部員人数表（当初・第__回変更）

送信元

青森県県土整備部
建築住宅課 建築指導グループ

あて先

市町村名等	
担当課	



1 派遣依頼支援本部員

必要期間		支援本部員		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
				宿泊施設		食料		
		人員	参集場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月 日							
2日目	月 日							
3日目	月 日							
4日目	月 日							
5日目	月 日							
6日目	月 日							
7日目	月 日							
8日目	月 日							
9日目	月 日							
10日目	月 日							
計								

※参集場所については、地図等を添付のこと。(地図には、参集場所の地名地番等を明記すること。)

2 輸送手段

(1) 陸路

ア 可能 (方法:)
イ 不可能

(2) 空路

最寄りのヘリポート等 ()

(3) 水路

最寄りの港湾等 ()

3 その他

支-第3号様式

**青森県被災建築物応急危険度判定
判定実施の要否について**

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

関係団体等の長 あて

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

年 月 日に発生した地震について、下記のとおり被災建築物応急危険度判定の実施の要否を連絡します。

記

被災建築物応急危険度判定の実施の要否

(1) 市町村名 :	
(2) 実施の要否 :	✓実施する ✓実施しない
(3) 把握している 被害状況 :	

(1) 市町村名 :	
(2) 実施の要否 :	✓実施する ✓実施しない
(3) 把握している 被害状況 :	

(1) 市町村名 :	
(2) 実施の要否 :	✓実施する ✓実施しない
(3) 把握している 被害状況 :	

【支援本部担当者】

(1) 設置場所 :	(所在地)
(2) 担当者課 :	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
(3) 担当者名 :	
(4) 電話番号 :	017-734-9693 (ダイヤルイン)
(5) 衛星電話 :	(県外からの場合) 002-801-810-1-6800
	(県内からの場合) 8-810-1-6800
(6) FAX 番号 :	017-734-8197
(7) E-mail :	kenju@pref.aomori.lg.jp

支-第4-1号様式

支援要請に対する回答書（当初・第 回変更）

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

〇〇市・町・村判定実施本部長 あて
(〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定担当課長)

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

年 月 日付けで支援要請のあった件について、下記のとおり回答します。

記

別添のとおり支援することが可能です。

(添付書類)

- (1) 派遣判定士等人数表（支-第4-2号様式）
- (2) 支援判定資機材等数量表（支-第4-3号様式）

以上

【支援本部担当者】

(1) 設置場所:	(所在地)
(2) 担当者課:	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
(3) 担当者名:	
(4) 電話番号:	017-734-9693 (ダイヤルイン)
(5) 衛星電話:	(県外からの場合) 002-801-810-1-6800
	(県内からの場合) 8-810-1-6800
(6) FAX 番号:	017-734-8197
(7) E-mail :	kenju@pref.aomori.lg.jp

支-第4-2号様式

派遣判定士等人数表（当初・第__回変更）

(1/2)

送信元

青森県県土整備部
建築住宅課 建築指導グループ

あて先

市町村名等	
担当課	



1 派遣判定士

派遣日		判定士		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
				宿泊施設		食料		
		人員	派遣場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月 日							
2日目	月 日							
3日目	月 日							
4日目	月 日							
5日目	月 日							
6日目	月 日							
7日目	月 日							
8日目	月 日							
9日目	月 日							
10日目	月 日							
計								

2 派遣判定コーディネーター

派遣日		判定 コーディネーター		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
				宿泊施設		食料		
		人員	派遣場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月 日							
2日目	月 日							
3日目	月 日							
4日目	月 日							
5日目	月 日							
6日目	月 日							
7日目	月 日							
8日目	月 日							
9日目	月 日							
10日目	月 日							
計								

支-第4-2号様式

(2/2)

3 派遣実施本部員

派遣日		実施本部員		宿泊施設及び食料の調達者 (該当するものに○印)				その他
				宿泊施設		食料		
		人員	派遣場所	依頼側	派遣側	依頼側	派遣側	
1日目	月 日							
2日目	月 日							
3日目	月 日							
4日目	月 日							
5日目	月 日							
6日目	月 日							
7日目	月 日							
8日目	月 日							
9日目	月 日							
10日目	月 日							
計								

4 輸送手段

(1) 陸路

ア 可能 (方法:)
イ 不可能

(2) 空路

最寄りのヘリポート等 ()

(3) 水路

最寄りの港湾等 ()

5 その他

支-第4-3号様式

支援判定資機材等数量表（当初・第__回変更）

送信元	あて先
青森県県土整備部 建築住宅課 建築指導グループ	市町村名等
	担当課

1 支援資機材等

搬入時期	品 目						搬入場所	
	判定調査表（枚）			ステッカー（枚）				その他
	W	S	RC	赤	黄	緑		
月 日								
時頃								
月 日								
時頃								
月 日								
時頃								

2 輸送手段

(1) 陸路

ア 可能 (方法:)
イ 不可能

(2) 空路

最寄りのヘリポート等 ()

(3) 水路

最寄りの港湾等 ()

3 その他

支一第5号様式

〇〇市・町・村に対する判定支援計画書（当初・第 回変更）

(1/3)

1-1 実施本部から支援要請のあった判定士等

日 付	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	計
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
判定士数（人）											
判定コーディネーター数（人）											
実施本部員数（人）											

※青色セルは自動計算されます。

1-2 実施本部から支援要請のあった判定資機材等

必要時期	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
	時 頃	時 頃	時 頃	時 頃	時 頃	
搬入場所						
判定調査表	W（枚）					
	S（枚）					
	RC（枚）					
ステッカー	赤（枚）					
	黄（枚）					
	緑（枚）					
その他1						
その他2						
その他3						
その他4						
その他5						

※青色セルは自動計算されます。

支一第5号様式

(2/3)

2-1 判定士等の派遣計画

支援を行う機関名		市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	県民局	県民局	県本庁	建築士会	県外	計
参集場所	参集場所										
	移動手段										
	移動ルート										
派遣先 (実施本部又は 判定拠点)	派遣先										
	移動手段										
	移動ルート										
1 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
2 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
3 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
4 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
5 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
6 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
7 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
8 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
9 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
10 月 日	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										
延人数	判定士数 (人)										
	判定コーディネータ数 (人)										
	実施本部員数 (人)										
	宿泊者数 (人)										

※青色セルは自動計算されます。

支一第5号様式

(3/3)

2-2 判定資機材等の支援計画

支援を行う機関名		市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	県民局	県民局	県民局	県本庁	県外	計
支援本部までの輸送	輸送手段										
	輸送ルート										
搬入要請先までの輸送	輸送手段										
	輸送ルート										
搬入月日 月 日	判定調査表	W (枚)									
		S (枚)									
		RC (枚)									
	ステッカー	赤 (枚)									
		黄 (枚)									
		緑 (枚)									
	その他1										
	その他2										
その他3											
その他4											
その他5											
搬入月日 月 日	判定調査表	W (枚)									
		S (枚)									
		RC (枚)									
	ステッカー	赤 (枚)									
		黄 (枚)									
		緑 (枚)									
	その他1										
	その他2										
その他3											
その他4											
その他5											
搬入月日 月 日	判定調査表	W (枚)									
		S (枚)									
		RC (枚)									
	ステッカー	赤 (枚)									
		黄 (枚)									
		緑 (枚)									
	その他1										
	その他2										
その他3											
その他4											
その他5											

※青色セルは自動計算されます。

支一第6号様式

支援要請・回答書(県内市町村用) 第 次(第 報)

(要 請 書)				(回 答 書)				
発信日時:		記入者: (会員名・氏名)		発信日時:		記入者: (会員名・氏名)		
要請先:				回答先:				
<p>応急危険度判定支援要請の連絡です。□</p> <p>では に</p> <p>発生した地震により、 の建物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施本部(支援本部)を設け、応急危険度判定を から まで実施する予定です。つきましては、以下の支援をお願いします。</p>				<p>応急危険度判定支援回答の連絡です。</p> <p>から</p> <p>に以下の支援が可能です。</p>				
(日付)		第 次 (月 日 ~ 月 日)		(日付)		第 次 (月 日 ~ 月 日)		
要請判定士		人 (延べ 人)		派遣判定士		人 (延べ 人)		
要請判定コーディネーター		人 (延べ 人)		派遣判定コーディネーター		人 (延べ 人)		
要請実施本部員		人 (延べ 人)		派遣実施本部員		人 (延べ 人)		
宿 泊 手 配	派遣側	人 (延べ 人)		宿 泊 手 配	派遣側	人 (延べ 人)		
	依頼側	人 (延べ 人)			依頼側	人 (延べ 人)		
屋 食 準 備	派遣側	人 (延べ 人)		屋 食 準 備	派遣側	人 (延べ 人)		
	依頼側	人 (延べ 人)			依頼側	人 (延べ 人)		
判定調査表	木造	百枚	RC	百枚	S造	百枚	判定調査表	
ステッカー	危険	百枚	要注意	百枚	調査済	百枚	ステッカー	
参 集	①	場 所					この参集場所に	人派遣可能です。
		時 間	TEL					
	②	場 所					この参集場所に	人派遣可能です。
		時 間	TEL					
	③	場 所					この参集場所に	人派遣可能です。
		時 間	TEL					
備考:								
移動手段								
移動ルート								
備考:								

全国被災建築物応急危険度判定協議会

メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ずつけてください。

支一第7号様式

支援要請・回答書(建築士会用) 第 次(第 報)

(要 請 書)				(回 答 書)				
発信日時:		記入者: (会員名・氏名)		発信日時:		記入者: (会員名・氏名)		
要請先:				回答先:				
<p>応急危険度判定支援要請の連絡です。□</p> <p>では に</p> <p>発生した地震により、 の建物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施本部(支援本部)を設け、応急危険度判定を から まで実施する予定です。つきましては、以下の支援をお願いします。</p>				<p>応急危険度判定支援回答の連絡です。</p> <p>から</p> <p>に以下の支援が可能です。</p>				
(日付)		第 次 (月 日～月 日)		(日付)		第 次 (月 日～月 日)		
要請判定士		人 (延べ 人)		派遣判定士		人 (延べ 人)		
要請判定コーディネーター		人 (延べ 人)		派遣判定コーディネーター		人 (延べ 人)		
要請実施本部員		人 (延べ 人)		派遣実施本部員		人 (延べ 人)		
宿 泊 手 配	派遣側	人 (延べ 人)		宿 泊 手 配	派遣側	人 (延べ 人)		
	依頼側	人 (延べ 人)			依頼側	人 (延べ 人)		
屋 食 準 備	派遣側	人 (延べ 人)		屋 食 準 備	派遣側	人 (延べ 人)		
	依頼側	人 (延べ 人)			依頼側	人 (延べ 人)		
判定調査表	木造	百枚	RC	百枚	S造	百枚	判定調査表	
ステッカー	危険	百枚	要注意	百枚	調査済	百枚	ステッカー	
参 集	①	場 所					この参集場所に	人派遣可能です。
		時 間	TEL					
	②	場 所					この参集場所に	人派遣可能です。
		時 間	TEL					
	③	場 所					この参集場所に	人派遣可能です。
		時 間	TEL					
備考:								
移動手段								
移動ルート								
備考:								

全国被災建築物応急危険度判定協議会

メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ずつけてください。

支一第8号様式

支援要請・回答書(広域支援要請用) 第 次(第 報)

(要 請 書)										(回 答 書)																	
発信日時:					記入者: (会員名・氏名)					発信日時:					記入者: (会員名・氏名)												
要請先:										回答先:																	
<p>応急危険度判定支援要請の連絡です。□</p> <p>では に</p> <p>発生した地震により、 の建物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施本部(支援本部)を設け、応急危険度判定を から まで実施する予定です。つきましては、以下の支援をお願いします。</p>										<p>応急危険度判定支援回答の連絡です。</p> <p>から</p> <p>に以下の支援が可能です。</p>																	
(日付)					第 次 (月 日 ~ 月 日)					(日付)					第 次 (月 日 ~ 月 日)												
要請判定士					人 (延べ 人)					派遣判定士					人 (延べ 人)												
要請判定コーディネーター					人 (延べ 人)					派遣判定コーディネーター					人 (延べ 人)												
要請実施本部員					人 (延べ 人)					派遣実施本部員					人 (延べ 人)												
宿 泊 手 配		派遣側			人 (延べ 人)			宿 泊 手 配		派遣側			人 (延べ 人)														
		依頼側			人 (延べ 人)					依頼側			人 (延べ 人)														
屋 食 準 備		派遣側			人 (延べ 人)			屋 食 準 備		派遣側			人 (延べ 人)														
		依頼側			人 (延べ 人)					依頼側			人 (延べ 人)														
判定調査表		木造		百枚		RC		百枚		S造		百枚		判定調査表		木造		百枚		RC		百枚		S造		百枚	
ステッカー		危険		百枚		要注意		百枚		調査済		百枚		ステッカー		危険		百枚		要注意		百枚		調査済		百枚	
参 集		①		場 所			この参集場所に 人派遣可能です。			①		派遣人数			(延べ 人)			備考:									
				時 間			TEL					派遣人数			(延べ 人)												
		②		場 所			この参集場所に 人派遣可能です。			②		派遣人数			(延べ 人)			備考:									
				時 間			TEL					派遣人数			(延べ 人)												
		③		場 所			この参集場所に 人派遣可能です。			③		派遣人数			(延べ 人)			備考:									
				時 間			TEL					派遣人数			(延べ 人)												
移動手段																											
移動ルート																											
備 考:																											

全国被災建築物応急危険度判定協議会

メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ずつけてください。

支-第9号様式

青森県被災建築物応急危険度判定

支援要請の終了について

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

〇〇〇〇長 あて

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

年 月 日に発生した地震により、貴殿に被災建築物の応急危険度判定に係る支援を要請していましたが、下記のとおり支援要請を終了するので通知します。

記

- 1 支援要請を終了する理由

- 2 支援要請終了の日時
年 月から支援要請終了

- 3 終了する支援要請の内容

【支援本部担当者】

(1) 設置場所 :	(所在地)
(2) 担当者課 :	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
(3) 担当者名 :	
(4) 電話番号 :	017-734-9693 (ダイヤルイン)
(5) 衛星電話 :	(県外からの場合) 002-801-810-1-6800
	(県内からの場合) 8-810-1-6800
(6) FAX 番号 :	017-734-8197
(7) E-mail :	kenju@pref.aomori.lg.jp

支-第10-1号様式

整理番号：	
-------	--

被災建築物応急危険度公務員判定士等派遣者名簿

(都道府県・市町村 名)

判定活動の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
集合場所			
確認日時	年 月 日 時	確認者氏名	

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな			ふりがな	/
2		ふりがな			ふりがな	/
3		ふりがな			ふりがな	/
4		ふりがな			ふりがな	/
5		ふりがな			ふりがな	/
6		ふりがな			ふりがな	/
7		ふりがな			ふりがな	/
8		ふりがな			ふりがな	/
9		ふりがな			ふりがな	/
10		ふりがな			ふりがな	/

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。 (/)

支-第10-2号様式

整理番号：	
-------	--

被災建築物応急危険度民間判定士等派遣者名簿

(都道府県・市町村 名)

判定活動の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
集合場所			
確認日時	年 月 日 時	確認者氏名	

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな			ふりがな	/
2		ふりがな			ふりがな	/
3		ふりがな			ふりがな	/
4		ふりがな			ふりがな	/
5		ふりがな			ふりがな	/
6		ふりがな			ふりがな	/
7		ふりがな			ふりがな	/
8		ふりがな			ふりがな	/
9		ふりがな			ふりがな	/
10		ふりがな			ふりがな	/

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。

(/)

支-第11号様式

青森県被災建築物応急危険度判定

判定結果報告書（ 月 日分）

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

関係団体等の長 あて

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

県内市町村で実施した本日分の被災建築物の応急危険度判定結果は、以下のとおりです。

実施日： 年 月 日

実施市町村名：					
活動人員	判定士	人	(内 応援判定士数： 人)	(内 民間判定士数： 人)	
	判定CN	人	(内 応援判定CN数： 人)		
判定結果	木造	調査件数	件	内 危険	件
				内 要注意	件
				内 調査済	件
	鉄骨造	調査件数	件	内 危険	件
				内 要注意	件
				内 調査済	件
	RC造	調査件数	件	内 危険	件
				内 要注意	件
				内 調査済	件
その他報告事項：					

実施市町村名：					
活動人員	判定士	人	(内 応援判定士数： 人)	(内 民間判定士数： 人)	
	判定CN	人	(内 応援判定CN数： 人)		
判定結果	木造	調査件数	件	内 危険	件
				内 要注意	件
				内 調査済	件
	鉄骨造	調査件数	件	内 危険	件
				内 要注意	件
				内 調査済	件
	RC造	調査件数	件	内 危険	件
				内 要注意	件
				内 調査済	件
その他報告事項：					

【支援本部担当者】

青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
電話番号：017-734-9693（ダイヤルイン）
017-722-1111（代表）内線6800

支-第12-1号様式

**青森県被災建築物応急危険度判定
判定結果報告書（最終集計）**

第 号
年 月 日
午前・午後 時 分

〇〇〇〇長 あて

青森県判定支援本部長
(青森県県土整備部建築住宅課長)

年 月 日から 年 月 日の期間に県内市町村で実施した被災建築物の応急危険度判定が終了しました。

なお、その結果は別添のとおりです。

※添付書類

- 判定結果集計表1 (支-第12-2号様式)
- 判定結果集計表2 (支-第12-3号様式)
- 判定結果集計表3 (支-第12-4号様式)

【支援本部担当者】

(1) 設置場所:	(所在地)
(2) 担当者課:	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ
(3) 担当者名:	
(4) 電話番号:	017-734-9693 (ダイヤルイン)
(5) 衛星電話:	(県外からの場合) 002-801-810-1-6800
	(県内からの場合) 8-810-1-6800
(6) FAX 番号:	017-734-8197
(7) E-mail :	kenju@pref.aomori.lg.jp

支-第12-2号様式

〇〇市・町・村 被災建築物応急危険度判定

判定結果集計表 1

年 月 日から 年 月 日 実施分								
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
判定士	人	人	人	人	人	人	人	人
(内 応援判定士)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(内 民間判定士)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
判定コーディネーター	人	人	人	人	人	人	人	人
(内 応援CN)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
続き ⇒	9日目	10日目	日 目	日 目	日 目	日 目	合 計 (延人数)	
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	人	人	人	人	人	人	人	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	人	人	人	人	人	人	人	
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
判定結果	木造	調査件数	件	内 危険		件		
				内 要注意		件		
				内 調査済		件		
	鉄骨造	調査件数	件	内 危険		件		
				内 要注意		件		
				内 調査済		件		
RC造	調査件数	件	内 危険		件			
			内 要注意		件			
			内 調査済		件			
判定結果に対する総評：								

支-第12-3号様式

判定結果集計表2

◆用途別判定結果

用途	調査件数…① (用途/判定累計 %)	危険…② (②/① %)	要注意…③ (③/① %)	調査済…④ (④/① %)
1 戸建て専用住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
2 長屋住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
3 共同住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
4 併用住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
5 店舗	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
6 事務所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
7 旅館・ホテル	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
8 庁舎等公共施設	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
9 病院・診療所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
10 保育所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
11 工場	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
12 倉庫	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
13 学校	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
14 体育館	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
15 劇場・遊技場等	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
16 その他	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
判定累計	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
鉄骨造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
RC・SRC造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)

※黄色セルに入力すると自動で計算されます。

第3節 判定コーディネーター業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、判定コーディネーターの業務等をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2 判定コーディネーターの業務

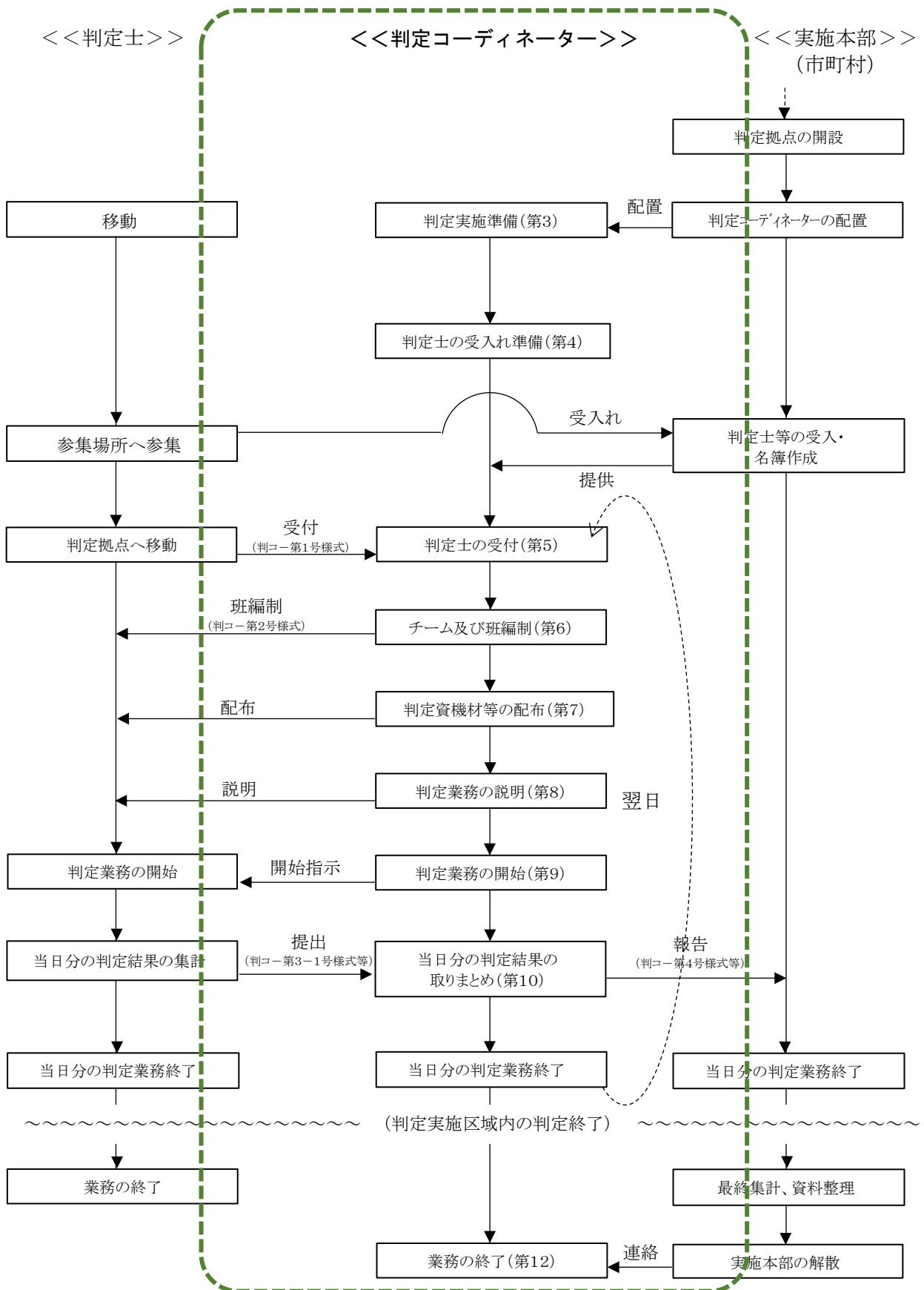
判定コーディネーターの業務は、以下のとおりである。

- ① 判定実施準備(第3による)
- ② 判定士の受け入れ準備(第4による)
- ③ 判定士の受付(第5による)
- ④ 判定実施チーム及び班の編成(第6による)
- ⑤ 判定資機材等の配付(第7による)
- ⑥ 判定業務の説明(第8による)
- ⑦ 判定業務の開始(第9による)
- ⑧ 当日分の判定結果の取りまとめ及び報告(第10による)
- ⑨ 判定業務の中止(第11による)
- ⑩ 業務の終了(第12による)

【解説】

- A 判定コーディネーターは、行政職員又は判定業務に精通した地域の建築関係団体等に所属する判定士の中から実施本部が決定する。
- B 判定コーディネーターは、実施本部(判定支援班)の指示を受け、判定士が円滑に判定業務を行うことができるよう心掛ける。
- C 判定コーディネーターは、原則として実施本部の業務及び判定業務を行わない。

○フロー



第3 判定実施準備

判定コーディネーターは、実施本部(判定計画班)が策定した判定実施計画に基づき、実施本部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成及び配布準備、また、実施本部(判定計画班)が作成した判定実施区割図に基づき、班・チームの設定等の準備を行う。

【解説】

実施本部(判定計画班)は、班・チームごとに判定を実施するエリアを「判定実施区割図」として作成している。また、実施本部員が準備した資料を班ごとに配分できるよう準備する。なお、数量等は第4による。(班は10チームで、1チームは原則判定士2名)

第4 判定士の受け入れ準備

判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定開始日の前日までに、実施本部(後方支援班)に必要な判定資機材等を依頼し、必要数量を確保する。

1 判定資機材の確認

「標準判定資機材一覧表」によるチェックを行い、不足するものがある場合は、実施本部(後方支援班)に連絡する。

2 判定士の移動手段の確保

判定コーディネーターは、判定士の担当する判定実施区域までの移動手段とするために、実施本部員と協力して自転車やバイク等を確保する。

【解説】

A 実施本部(後方支援班)が準備した判定資機材等について、班ごとに配布の準備を行う。

B 判定調査表(構造種別ごと《W、S、RC》)を判定実施区域から想定し、準備する。

C 判定ステッカー(赤、黄、緑)については、被害の程度によるが、各々2～3割多めに準備することが考えられる。

○判定ステッカー数の設定例

- ✓赤(危険) : 建築物棟数の1～2割×1.2
- ✓黄(要注意) : " 2～3割×1.2
- ✓緑(調査済) : " 6割×1.2



※ただし、判定士1チームあたり1日で約15棟の建築物を判定するとし、2日間の判定業務を実施すると仮定すれば、必要な判定調査表・判定ステッカーは、各30枚となるが、種類別に計算すると、判定士1チームあたり最大各135枚が必要となることを考慮しておく必要がある。

D 街区マップを準備する。1チーム1枚。

E 被災者へ配布するチラシを準備する。判定予定棟数の2～3割多めに準備する。

F ガムテープは、判定ステッカーを調査建築物に貼る場合に必要なものであるため、判定士1チームに1個の割合で準備する。ただし、塗装面やガラスフィルム面には貼らない等注意喚起する。

G バインダーは、判定調査表等に記入する場合有効であるため、判定士1チームに1個の割合で準備する。

H 携帯電話が使用できる環境では、判定コーディネーターと判定士チームの連絡手段として有効であるため、判定業務中に連絡がとれる携帯電話番号を登録してもらう。併せて、判定コーディネーター

第3節 判定コーディネーター業務マニュアル

が使用する携帯電話番号も周知し、問い合わせ等が受けられるようにする。

- I 下げ振り、クラックスケール及び筆記用具等、本来は判定士が準備すべき判定資機材については、可能であれば確保しておくのが望ましい。
- J 担当する判定実施区域まで距離があることが考えられるため、自治体で管理をしている放置自転車等を有効に使用することも1つの方法である。
- K 遠方での判定業務が想定される場合があるため、自動車を所持しているチームの情報については、事前に実施本部から提供を受けておくと、判定実施区域の配分計画時に有効となる。

○標準判定資機材一覧表

区分	判定資機材	準備者			備品
		依頼側	派遣側	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル (判定士手帳)		○		協議会、建築防災協会にて検討
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具(ビニール合羽)※			○	
	防寒具(ジャンパー、ミカイ)※			○	
	水筒※			○	
マスク※			○		
B	バインダー(台紙)	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー(打診器)		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス(方位磁石)			○	

注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。

区分 A: 応急危険度判定時に最低必要なもの

B: 判定時にあった方がよいもの

C: 判定時にできればあると便利なもの

第5 判定士の受付

判定コーディネーターは、実施本部(判定支援班)で受け付けた名簿をもとに、判定士の受付を行う。その際、判定業務可能日数の確認を必ず行い、必要事項を受付台帳(判コ-第1号様式)に記載する。

なお、受付にあたっては「標準判定資機材一覧表」をもとに判定士の持ち物を確認する。



判定士の受付例



パソコンを用いた受付例

【解説】

- A 判定コーディネーターは、判定実施日ごとに、当日受付を行う。
- B 判定士が腕章等を持参していない場合は、実施本部において準備するものとする。

○受付台帳の記載例

判定拠点名:○○○○庁舎○階B会議室

判定コーディネーター氏名:青森 太郎

受付番号	氏名	性別	年齢	民間等の区分	認定番号	専門分野	緊急連絡先	判定経験の有無	活動可能日	宿泊希望	備考
1	鈴木太郎	男	45	行政	香森県00000	木造	090-0000-0000	あり	18日~21日	あり	土地勘あり
2	田中次郎	男	52	行政	〇〇県00000	鉄骨	090-0000-0000	なし	18日~20日	なし	自転車不可
3	佐藤花子	女	33	民間	〇〇県00000	RC造	090-0000-0000	なし	18日~20日	なし	中高層希望
4											
5											
6											
7											

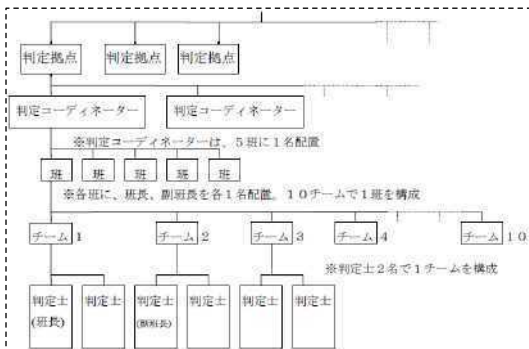
判定士が記入

第6 判定実施チーム及び班の編成

判定コーディネーターは、「チーム編成業務マニュアル」に基づき、チーム及び班の編成、また、班ごとに班長及び副班長を任命し、班編成等リスト(判コ-第2号様式)を作成する。

【解説】

チーム編成については、土地勘の有無や判定経験の有無等を考慮する。また応援判定士については、応援都道府県(応援市町村)ごとに班、チーム及びチームリーダー等が決められている場合があるため、判定実施区域の配分に考慮する。場合によっては、班の編成を応援都道府県に任せるほうがスムーズにいく場合がある。



○班編成等リストの記載例

判定拠点名: ○○○○庁舎3階B会議室		判定コーディネーター氏名: 青森 太郎											
班名	チーム名	班長	副班長	氏名	性別	年齢	民間等の区分	認定番号	緊急連絡先	判定活動期間	判定街区	受付台帳の受付番号	備考
A班	A1	○		鈴木太郎	男	45	行政	青森県00000	090-0000-0000	18日～20日	R1 ※三日目はR3	1	
				田中次郎	男	52	行政	〇〇県00000	090-0000-0000	18日～20日	R1 ※三日目はR3	2	
	A2	○		佐藤花子	女	33	民間	〇〇県00000	090-0000-0000	18日～20日	R1 ※三日目はR3	3	
				

第7 判定資機材等の配付

判定コーディネーターは、以下の判定資機材等について、班長を通じて各チームに配付する。

- ① 担当判定実施区域全体の地図
- ② 担当街区マップ
- ③ 判定調査表・判定ステッカー等の判定資機材
- ④ 建築物関係データ
- ⑤ 被災地情報(避難所の位置, 火災発生地区, 被災者への情報等)
- ⑥ 判定実施留保区域情報
- ⑦ 判定制度のPRパンフレット
- ⑧ その他

【解説】

- A 担当判定実施区域全体の地図は、チームが判定実施区域への移動の際に使用するものであり、簡単な案内図程度(明細地図の全体図程度)でよいと思われる。
- B 担当街区マップには、調査対象建築物と判定調査表を一致させるための付番をして、判定調査表と合せて回収する。



- C 以下のような区域については、被災地内において判定士が判定業務を実施するのに危険であることを想定している。
 - ① 二次災害を起こす可能性がある施設がある区域
 - ・化学工場等

- ・危険物貯蔵庫等
- ・動物園等

- ② がけの崩壊の可能性があります、二次災害の危険性が高い区域
- ③ 周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
- ④ 暴動が発生している区域
- ⑤ その他

D 実施本部で昼食を用意した場合は、判定士に配付する。

E 携帯電話は判定士個人で準備する。なお、調査中の携帯電話の使用や写真撮影は、被災者に十分配慮するものとする。

第8 判定業務の説明

- 1 判定コーディネーターは、判定業務の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを行う。
- 2 判定コーディネーターは、班長及び副班長に対して以下の内容を説明する。
 - ① 被災地の状況(危険区域、火災発生地区、救助活動区域等)
 - ② 担当する判定実施区域
 - ③ 判定実施区域周辺の情報(避難場の位置、被災住民への情報等)
 - ④ 気象状況(気温、風速、降雨、降雪等)
 - ⑤ 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
 - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、集合時間、集合場所
 - ⑦ 定時の連絡方法
 - ⑧ 判定業務中の危険防止についての注意事項
 - ⑨ その他



判定業務の説明(H28熊本地震より)

【解説】

- A 判定業務は、判定士にとっても日常の業務とは異なるので、判定レベルの統一化を図るために、判定業務に先立ち、判定コーディネーターは、判定士に対し、具体的な判定方法、判定調査表の記入方法等についてガイダンスを行う。
- B 判定コーディネーターは、判定にあたって特に以下の点に注意するよう指示する。
 - ・判定は判定調査表に基づき、客観的に実施すること。(→安全側で判定をする傾向にあるため。)

- ・判定業務は、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないこと。
 - ・住民とトラブルを起こさないこと。(→住民から質問があった場合は、誠実に回答する。代表的な質疑応答は、「判定士業務マニュアル」に記載している。)
 - ・判定結果は、その日のうちに**班長に報告**すること。
- C 判定終了後の集合場所、時間の連絡には、遅参の場合の対応も含め指示する。
《集合場所への遅参は以下の様な場合が想定される》
- ・判定中に事故に遭遇
 - ・被災者とのトラブル
 - ・判定の区切りがつかない(調査建築物が大規模等)
- D 緊急の連絡が必要な場合に備え、実施本部への定時の連絡方法について指示する。

第9 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長(又は実施本部員)の指示により、各班長に対して実施本部が指示した移動手段を用いて担当する判定実施区域に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

【解説】

- A 移動手段には、徒歩、自転車、バイク、自動車等が考えられる。
- B 判定コーディネーターは、効率的な判定業務を行うため、準備が完了した班から順次担当する判定実施区域へ移動してもらう。

第10 当日分の判定結果の取りまとめ及び報告

- 1 判定コーディネーターは、各班長に対して、各班の判定結果の集計(判コー第3-1号様式及び判コー第3-2号様式)を行わせる。また、配付した判定資機材等は回収する。
- 2 判定コーディネーターは、各班の判定結果から判定業務当日分の判定結果を取りまとめ、実施本部(判定支援班)に報告(判コー第4号様式、各班の判コー第3-1号様式及び各班の判コー第3-2号様式)する。
- 3 判定コーディネーターは、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、班長等から聴取した内容に基づき、実施本部員と協議の上、現地を再調査するなど実施本部の指示を受ける。



判定結果の集計(H28熊本地震より)

【解説】

- A 判定コーディネーターは、判定結果の報告を受けると共に、配付した判定資機材等の回収を行う。
- B 判定コーディネーターは、危険と判定された建築物で周辺の立入禁止や避難勧告等の措置が必要と思われるものなど、特記すべき事項について班長及び副班長から聴取する。また、翌日以降の

第3節 判定コーディネーター業務マニュアル

判定業務や判定士の判定業務中のけがや健康状態について併せて聴取する。

- C 判定コーディネーターは、当日の判定結果を集計して実施本部(判定支援班)へ報告するとともに、翌日の判定士班の編成を踏まえた担当街区マップを作成する。

第11 判定業務の中止

荒天等により判定の実施が危険と判断される場合は、実施本部(判定計画班)に対して状況を報告し、判定実施可否について指示を受ける。

【解説】

実施本部長は、気象情報等を収集し、大雨、暴風等、判定業務を行う上で、危険が生じる恐れがある時は、必要に応じて判定コーディネーターから報告を求めて判定業務の中止を判断する

第12 業務の終了

判定コーディネーターの業務は、実施本部の解散をもって終了とする。

【解説】

判定コーディネーターの業務は、判定実施が終了し、判定結果の集計、資料作成等の実施本部の業務が終了し解散された時点で終了するものとする。

○応急危険度判定連絡様式（判定コーディネーター用）

様式番号		連絡票名
判コ－第1号		受付台帳
判コ－第2号		班編成等リスト
判コ－第3 号関係	判コ－第2－1号	判定結果集計表1
	判コ－第2－2号	判定結果集計表2
判コ－第4号		判定結果報告書(月 日分)

判コー第1号様式

受付台帳

判定拠点名：

判定コーディネーター氏名：

受付番号	氏名	性別	年齢	民間等の区分	認定番号	専門分野	緊急連絡先	判定経験の有無	活動可能日	宿泊希望	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

判コー第3-2号様式

判定結果集計表2

調査日:

班長名:

◆用途別判定結果

用途	調査件数...① (用途/判定累計 %)	危険...② (②/① %)	要注意...③ (③/① %)	調査済...④ (④/① %)
1 戸建て専用住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
2 長屋住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
3 共同住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
4 併用住宅	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
5 店舗	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
6 事務所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
7 旅館・ホテル	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
8 庁舎等公共施設	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
9 病院・診療所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
10 保育所	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
11 工場	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
12 倉庫	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
13 学校	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
14 体育館	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
15 劇場・遊技場等	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
16 その他	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
鉄骨造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
RC・SRC造	0件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)	件 (- %)
判定累計	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
木造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
鉄骨造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)
RC・SRC造	0件	0件 (- %)	0件 (- %)	0件 (- %)

※黄色セルに入力すると自動で計算されます。

判コ－第4号様式

判定結果報告書（ 月 日分）

年 月 日
午前・午後 時 分

〇〇市・町・村判定実施本部長あて

判定拠点名： _____

判定コーディネーター氏名： _____

本日分の被災建築物の応急危険度判定結果は、以下のとおりです。

年 月 日 曜日 実施分						
活動人員	判定士	人	(内 応援判定士数： 人)	(内 民間判定士数： 人)		
	判定CN	人	(内 応援判定CN数： 人)			
判定実施地区	①	町・丁目	付近			
	②	町・丁目	付近			
	③	町・丁目	付近			
	・					
	・					
判定結果	木造	調査件数	件	内 危険	件	
				内 要注意	件	
		特に危険が多い地区		内 調査済	件	
		RC造	調査件数	件	内 危険	件
	内 要注意				件	
	特に危険が多い地区		内 調査済	件		
	鉄骨造		調査件数	件	内 危険	件
		内 要注意			件	
		特に危険が多い地区		内 調査済	件	
		その他報告事項：				

第4節 チーム編成業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、判定コーディネーターが行うチーム編成業務等をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2 判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チーム及び班の編成を行う。

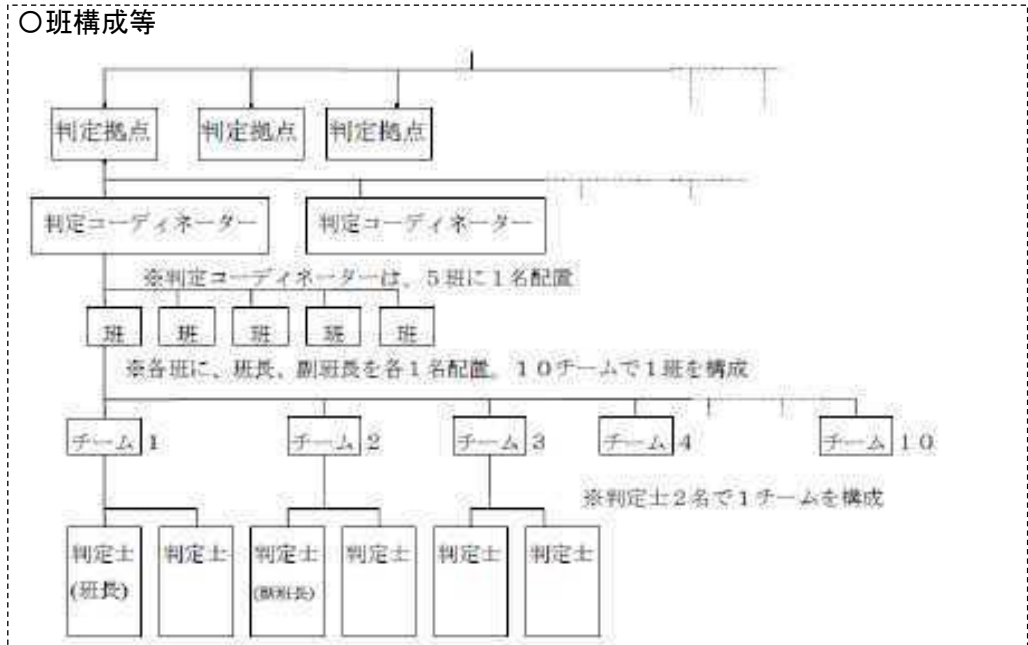
(1) チーム
被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

(2) 班
被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長及び副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター
実施本部又は判定拠点において、判定実施のために判定士の指導・支援を行う者。判定コーディネーター1名が最大5班(100名)を統括する。

【解説】

A 判定コーディネーターは、実施本部と判定士間の橋渡しの役割を果たす者である。一人の人間が掌握でき、指揮連絡を適切に行えるのは10名が限度とされているため、判定コーディネーター1名が5班(各班:班長1名及び副班長1名)を束ねる。したがって判定士は最大100名となる。



B 判定コーディネーターは、震災直後の混乱の中で、1名で大勢の判定士の対応をすることが難しい場合には、状況に応じて複数名体制とすることも有効である。

C 被災地における判定は班ごとの行動が基本となるため、チーム編成を考える上では、移動手段も考慮した班の編成までを考慮する必要がある。

第3 判定拠点での振り分け

各判定コーディネーターは協力して、参集した判定士を判定実施計画及び受付台帳に基づき、100名以内ごとのグループに振り分ける。

【解説】

判定士の振り分けは、原則として判定拠点で行うことになっているが、既に応援都道府県(応援市町村)において班及びチームの編成されている場合は、班内の連携・協力が期待できるよう班の編成を応援都道府県に任せるほうがスムーズにいく場合がある。

第4 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において策定した判定実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認してチームを編成する。

- ① 活動可能日
- ② 年齢
- ③ 被災地の地理に関する知識の有無
- ④ 判定経験の有無
- ⑤ 専門分野(建築士免許の種類等)
- ⑥ その他、判定士の申し出事項

【解説】

チーム編成には、様々なパターンが考えられるが、下記にいくつか記載する。ただし、事例にとらわれず各判定コーディネーターは、状況に応じた最適な方法でチーム編成を行うこと。

- A 判定実施期間が長期となる場合は、判定士の活動可能日を考慮する。例えば、活動可能日が同じ判定士をチームとする等。なお、応援判定士は、応援都道府県(応援市町村)ごとに判定を行うため、通常、判定実施期間は同じ期間になる。
- B 判定士の健康状態や年齢を考慮する。被災地では、公共交通機関が使用できない可能性があり、判定地区への移動は徒歩及び自転車等で行うことが予想されるため、遠距離の判定実施区域を担当するチームは、年齢の若い判定士によるチームとする等。
- C 判定実施区域の地理的条件等により、チーム当たりの1日の判定件数の増減も考慮する。また、判定に際して被災地宅危険度判定を併せて行う場合や住民対応が必要となった場合等、1チームを3人以上に増員する必要もある。特に住民対応を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。
- D 被災地の地理に詳しい者(地元判定士)とそうでない者(応援判定士)をチームとすることが理想であるが、地元判定士の数が不足することが考えられるため、この点については、オペレーションタイプ及び現場の状況に応じて編成するとよい。
- オペレーションタイプAの場合
- このタイプは、判定実施区域として定めた区域内の建築物について、外観調査を中心として判定を行うので、班単位での行動が予想される。したがって、必ずしも地理に明るい人とチームを組む必要はない。(地元判定士が足りればその方が望ましい)
- オペレーションタイプBの場合
- このタイプは、被災建築物の所有者等の要請により立ち入り調査を含む判定方法であるため、地元判定士が本業務に従事することを想定している。
- E 出来る限り判定経験者と未経験者のチームを編成するよう考慮する。

第4節 チーム編成業務マニュアル

F 判定対象建築物の規模・構造等が明確な場合(特に避難所等の防災拠点となる施設の判定を行う場合等)は、建築に関する知識の程度や、得意分野(木造又はRCの専門等)等を考慮して、チーム編成を行う必要がある。例えば、木造密集地域等の判定を行うチームは木造・2級建築士によるチームとし、都市部における判定は1級建築士によるチームとする等。

第5 班編成の実務

判定コーディネーターは、各チームの特性及び判定実施地域や判定対象建築物等の特性を考慮し最大10チームを1班とし、併せて班長及び副班長を任命する。

【解説】

判定コーディネーターは、班の代表者である班長及び班長の補助等を行う副班長を任命する。

第6 チームの再編成

判定コーディネーターは、判定実施計画の変更等により現状のチーム編成では支障が生じる場合は、すみやかにチームの再編成を行う。

【解説】

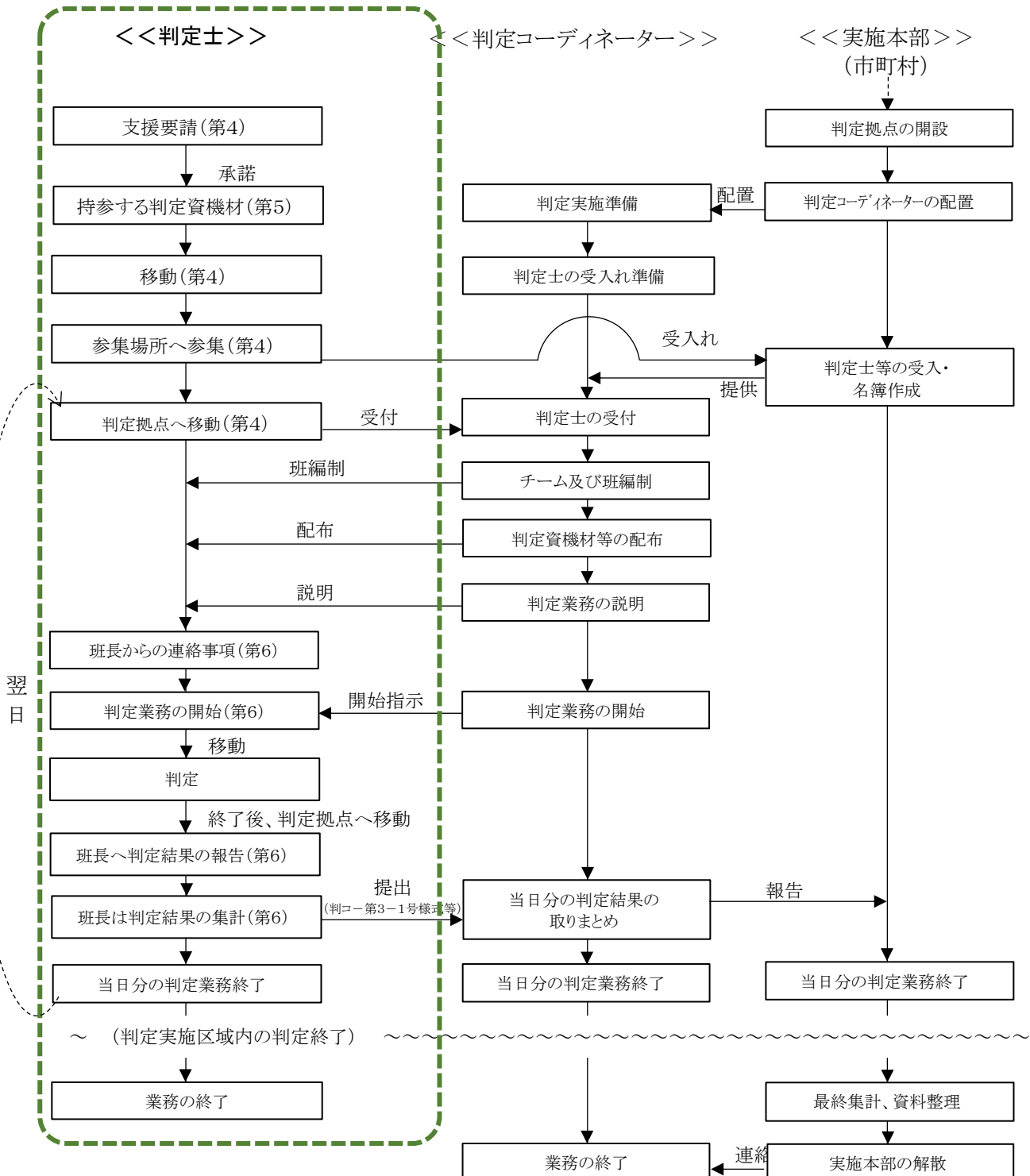
判定の進捗状況や余震等の被災地の状況により判定実施計画が変更された場合、また、現状のチーム編成が判定業務に支障等を及ぼすと判断される場合は、必要に応じてチーム編成をやり直す必要がある。

第5節 判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、被災建築物応急危険度判定士の業務等をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

○フロー



第2 判定業務の心得

- 1 被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)は、原則として市町村の要請(市町村が県に対して判定士の支援要請を行い、その結果、派遣される判定士を含む。)により判定業務に従事する。ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず県の指示に従い行動する。
- 2 判定士は、判定業務を行う被災地の都道府県等が定めた業務基準を遵守し、迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

【解説】

- A 判定士は、都道府県等の要請により判定業務に従事することが原則のため、自ら判定業務に従事することを希望する場合、被災地の実施本部に直接連絡すると混乱をきたす恐れがあるため、必ず県に連絡を行い、指示に従う。
- B 被災地の都道府県等が決めた業務基準とは、それぞれの都道府県等の要綱等あるいは業務マニュアル等をいう。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長及び副班長が統括する。

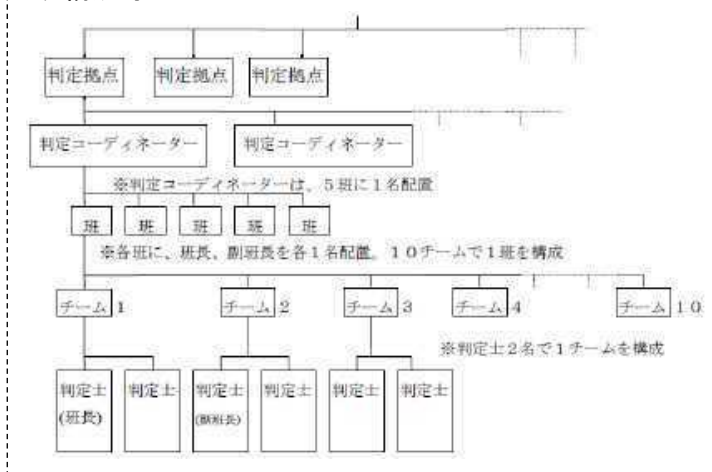
(3) 判定コーディネーター

実施本部又は判定拠点において、判定実施のために判定士の指導・支援を行う者。判定コーディネーター1名が最大5班(100名)を統括する。

【解説】

- A 実施本部内の組織については、「市町村実施本部業務マニュアル」第4の解説「○実施本部体制(例)」を参照のこと。
- B 判定コーディネーターは、実施本部と判定士間の橋渡しの役割を果たす。(参照:「判定コーディネーター業務マニュアル」)

○班構成等



第4 応急危険度判定士の参集行動基準

1 県内応援判定士の行動基準

県内応援判定士は、次のように行動する。

- (1) 判定士は、支援本部、支援本部から支援要請を受けた市町村又は一般社団法人青森県建築士会から支援要請の連絡を受けた場合は、参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定業務に参加するかどうか自己の健康状態を勘案し、家族及び勤務先とも相談し決定する。
- (3) 判定業務に参加する場合は、支援要請の連絡を受けた先に対して判定業務受諾の連絡を行う。その際、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材等を確認する。
- (4) 判定士は、実施本部(又は判定拠点)到着までの間は原則として支援本部の指揮下に入る。
- (5) 実施本部(又は判定拠点)への移動は、原則として支援本部が指定した方法により移動する。
- (6) 判定士は、実施本部(又は判定拠点)到着後は、原則として実施本部の指揮下に入る。
- (7) 判定士は、参集場所に到着後、自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (8) 判定士は、班長から(班長及び副班長は判定コーディネーターから)判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
 - ① 被災地の状況(危険区域、火災発生地区、救助活動区域等)
 - ② 担当する判定実施区域
 - ③ 判定実施区域周辺の情報(避難場の位置、被災住民への情報等)
 - ④ 気象状況(気温、風速、降雨、降雪等)
 - ⑤ 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
 - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、集合時間、集合場所
 - ⑦ 定時の連絡方法
 - ⑧ 判定業務中の危険防止についての注意事項
 - ⑨ その他
- (9) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール等を伝えておく。

2 県外応援判定士の行動基準

県外応援判定士は、次のように行動する。

- (1) 判定士は、応援都道府県又は県外の建築関係団体(以下「応援都道府県等」という。)から支援要請の連絡を受けた場合は、参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定業務に参加するかどうか自己の健康状態を勘案し、家族及び勤務先とも相談し決定する。
- (3) 判定業務に参加する場合は、支援要請の連絡を受けた先に対して判定業務受諾の連絡を行う。その際、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材等を確認する。
- (4) 判定士は、実施本部(又は判定拠点)到着までの間は原則として応援都道府県等の指揮下に入る。
- (5) 実施本部(又は判定拠点)への移動は、原則として応援都道府県等が指定した方法により移動する。
- (6) 判定士は、実施本部(又は判定拠点)到着後は、原則として実施本部の指揮下に入る。

- (7) 判定士は、参集場所に到着後、自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (8) 判定士は、班長から(班長及び副班長は判定コーディネーターから)判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
- ① 被災地の状況(危険区域、火災発生地区、救助活動区域等)
 - ② 担当する判定実施区域
 - ③ 判定実施区域周辺の情報(避難場の位置、被災住民への情報等)
 - ④ 気象状況(気温、風速、降雨、降雪等)
 - ⑤ 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
 - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、集合時間、集合場所
 - ⑦ 定時の連絡方法
 - ⑧ 判定業務中の危険防止についての注意事項
 - ⑨ その他
- (9) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール等を伝えておく。

【解説】

判定士は、実施本部等に到着後は実施本部(判定コーディネーター)が定める班構成に従う。また、判定コーディネーターからの伝達事項や、判定コーディネーターへの報告事項は、判定コーディネーターが任命した班長又は副班長が取りまとめる行う。

第5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部、支援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要な判定資機材を持参すること。

○標準判定資機材一覧表

区分	判定資機材	準備者			備 品
		依頼側	派遣側	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル (判定士手帳)		○		協議会、建築防災協会で検討
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具(ビニール合羽)※			○	
	防寒具(ジャンパー、ミカイ)※			○	
水筒※			○		
マスク※			○		
B	バインダー(台紙)	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
ナップザック			○		
C	ハンマー(打診器)		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス(方位磁石)			○	

注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。
 区分 A: 応急危険度判定時に最低必要なもの
 B: 判定時にあった方がよいもの
 C: 判定時にできればあると便利なもの

【解説】

- A 判定士自ら用意する判定資機材としては、登録証、判定士手帳、ヘルメット、筆記用具、コンバックス、軍手、マスク、ナップサック、携帯電話等が考えられ、また、被災地の状況により生活必需品として、雨具、防寒着、水筒、寝袋、常備薬等の準備も必要と考えられる。
- B 実施本部等で準備する判定資機材は、腕章、判定調査表、判定ステッカー、ヘルメット用シール、判定街区マップ、ガムテープ、下げ振り、クラックスケール、ハンマー、バインダー等が考えられる。

第6 判定業務の開始

- 1 判定士は、判定業務の開始に先立ち、判定コーディネーターから、判定調査方法等についてのガイダンスを受ける。
- 2 各班長は、判定コーディネーターからの指示事項を班員に伝える。
- 3 判定士は、必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認する。
- 4 判定実施区域への移動は、判定拠点が指示した手段により移動する。
- 5 判定士は、判定業務を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。
- 6 判定業務は、原則として2人1組で行う。
- 7 各チームの判定士はお互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
- 8 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ携帯電話等で実施本部又は判定拠点へ連絡を行い、判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 9 判定業務は、迅速かつ誠実に行い、被災地の住民に対し誠意をもって対応する。
- 10 判定結果については、判断根拠を随時建築物ごとに記録する。
- 11 判定業務終了後、判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
- 12 班長は、判定士から判定結果等の報告受け次第、判定結果を集計し、判定コーディネーターに報告（判コー第3-1号様式及び判コー第3-2号様式）を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について報告する。
- 13 判定士は、原則として実施本部又は支援本部で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、応援判定士等が自ら宿泊場所を手配した場合や、地元の判定士は自宅に戻ることが出来る。その場合は、翌日の判定業務について判定コーディネーターの指示を受ける。
- 14 体調の悪化等やむを得ない理由により途中で判定業務を中止する場合は、判定コーディネーターに報告し、その指示に従う。また、班長は、その班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチームの編成が判定業務に支障等を及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申する。

【解説】

- A 判定業務の指示伝達、報告等は連絡の一本化を図るため、必ず班長又は副班長に行う。
- B 判定業務中及び移動中においても、判定士としての責任と被災地の住民から大きな期待を掛けられていることを認識し、誠意を持って行動する。
- C 判定業務は、判定調査表により実施する。
- D 判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物については、判定時に判定調査表欄外にその旨記載し、判定結果報告時に班長に報告する。

第5節 判定士業務マニュアル

- E 判定士は、異常が無くても必ずチーム員相互の健康状態を班長に報告する。
- F 判定結果について、どの様な根拠で判断したかを必ず記録しておくことは、判定調査表だけでは判断がつかかねる場合もあり、その場合の判断は建築士としての知識、経験に委ねられる部分が多分にある。そのため、判断の根拠を記録する必要があり、また、所有者からの問い合わせ等に対する説明資料になる。
- G 判定士の行った判定結果の集計は、班長が取りまとめを行い判定コーディネーターに報告する。その際、班長は、判定士から特に注意を必要と報告された被災建築物については、判定結果以上により強力な立ち入り禁止等の措置が必要な場合は、その旨を判定コーディネーターに報告する。
- H 班長はチームの状況を絶えず把握し、チームの状況が良くないと判断できる場合には、判定業務に支障を来す可能性があるため速やかに判定コーディネーターに報告すると共に再編成を具申する。



判定士による判定業務
～H28年熊本地震より～



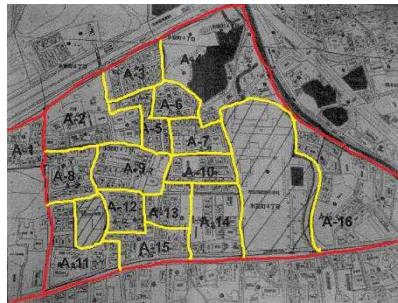
第7 判定結果の表示

各建築物の判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。
また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

【解説】

- A 判定ステッカーを貼る場所は、建築物の居住者・利用者だけでなく、建築物付近を通行する歩行者等も識別できる場所とする。また、建築物とブロック塀で判定結果が異なる等、複数の箇所に貼る場合もある。
- B 判定ステッカーには、例えば落下物を除去することで判定が変更になるような場合の対処方法及び注意事項等の記入を行う。特に「要注意」の判定をした場合は、必ず記入する。

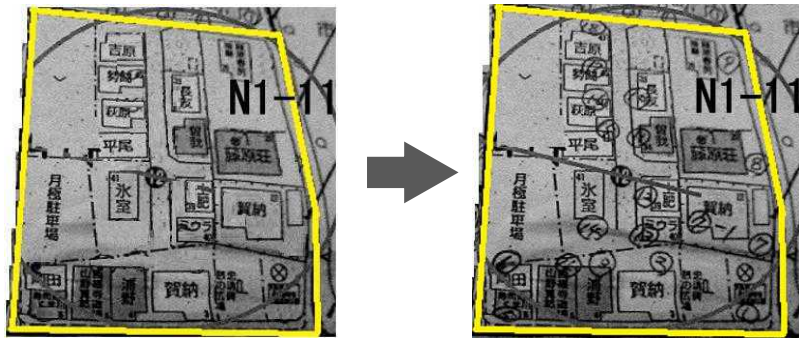
○参考1・・・判定実施区割図の作られ方



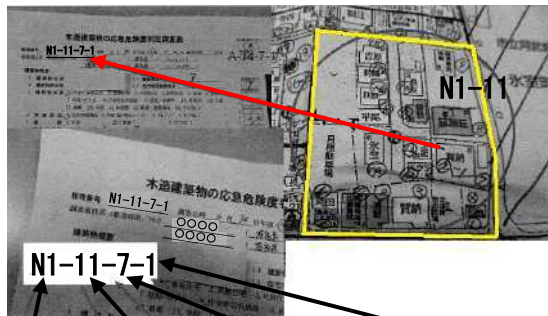
【区割りの例】

- ①～（略）～エリアについて、1チーム15棟/日（※）を目安に区割りする。
※冬期間は10棟/日
- ②左記の例では、N1の後ろに「-1」等を附して管理している。

○参考2・・・街区マップ中の建築物には、調査対象建築物と判定調査表を一致させるための付番(例①や⑦-1等)を附す。なお、街区マップは、判定調査表と合せて回収される。



○参考3・・・判定調査表中の「整理番号」への記載方法



- ・ 大区部
- ・ 小区分
- ・ 建物番号
- ・ 複数棟番号

第8 住民対応及び報道機関対応

- 1 判定士は、判定を行う際、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者(又は住居者等)が在宅していれば、その場で判定結果を説明し、質問等については適切に回答する。
- 3 現地で判定以外の業務を求められた場合は丁寧にお断りし、すみやかにその場を離れる。
- 4 判定に際して、所有者(又は居住者等)の理解を得られなかった場合は、判定ステッカーを貼らずに、判定調査表にその旨の記録のみを残す。(ステッカーを剥がされた場合も同様。)
- 5 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書等をあらかじめ用意しておくことが望ましい。
- 6 報道機関への対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認する。

【解説】

【1項の解説】

判定に対する住民の理解を得るために、実施本部において広報活動を行うとともに、被災地においては、判定士自らが住民に対し判定に対する理解を求めていく必要がある。また、住民から判定実施状況等についての質問を受ける場合もあることから、判定士は実施本部の方針を把握し、答えられるようにしておく必要がある。

【2項の解説】

判定士は、住民が在宅の場合は、誠意をもって質問に回答する。

○質疑応答の例

(緑の表示で):「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか?」と聞かれた場合。

(答え)建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用して下さい。また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話して下さい。

(黄の表示で):「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え)(技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し)この建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。)

また、〇〇丁目の△△体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用下さい。

(赤の表示で):「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え)この建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになるのは危険です。是非、〇〇市町村担当部局(△△日以降は、災害対策本部)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

また、〇〇丁目の△△体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難して下さい。

住民から、「何をしているか？」との問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレットを渡しながら) 私たちは〇〇市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

(黄や赤の内容を見て): 「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは、「強制力はあるか？」と問われた場合

(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示です。住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

【3項以降の解説】

- A 被災地の住民又は建築物所有者の対応については、誠意を持って行うこと。
- B 実施本部の計画した判定実施区域以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、実施本部の指示がない旨を述べて断ること。
- C 住民対応及び報道機関対応について疑問等がある場合は、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

